

乞食収容所の開設——アンシアン・レジーム末期の乞食・流民対策——

大 森 弘 喜

1. 乞食収容所の発案
2. 難渋する一七六四年王令
3. 乞食収容所の開設
4. デボの管理運営 デボの経費負担問題
5. デボ収容者の相貌と処遇 アランソン、プールジュ、スワソンのデボ内死亡
6. デボ批判と改革の試み チュルゴの実験とブリエンヌの改革構想
7. モンリノのデボ改革 モンリノの貧民観
結びにかえて

一七二四年王令が不首尾に終わった四半世紀後に、またぞろ乞食と流民の撲滅を企図する政策が打ち出され、やがてよりポリスの色合いの強い「乞食収容所 Dépôt de Mendicité」が開設されることになる。このことは、王

国を物乞いしつつ放浪する貧民が、未だ相当数存在することを窺わせる。

ところで、一八世紀第二・四半期頃からフランス経済は、経済成長を伴う長期的な好況を経験した。なかでも対外貿易は顕著な伸びを示した。革命前夜には、貿易総額は一七一六―二〇年時に較べて、名目額で五・五倍、実質で三倍に増加した。その要因は工業生産が堅調で実質年一%強、生産額で右の期間に実質四・五倍に目覚ましく伸長したことにあつた。これに較べると農業生産は緩慢な成長であり、漸く一七五〇年以降活発になるが、世紀全体を通じて見ると、四〇―五〇%程度の成長に止まつた。(農業成長の跛行性)

経済活況の一因は人口増加に求められる。フランス全土の人口は一七〇〇年時に二一五〇万人だったものが、一七四〇年には二四六〇万人、七〇年には二六六〇万人、革命時には二八一〇万人に達した。つまり、九〇年間で六六〇万人、三〇%も増加したのである。[ソヴィニー、p.319；服部春彦、p.63]

経済成長と乞食・流民など貧民の増加、この一見矛盾する事態をどう解すべきか。それは、人口増加に較べて農業部門の成長が緩慢で低位だったために、相対的な過剰人口が生まれ、主に農村に貧民が堆積したことを示唆している。平たく云えば、農村には就労できない青壮年の貧民、具体的には日雇農などの下層農民が大量に生まれ、ダムの水が溢れだすように、パンと仕事を求めて近隣の都市に流入し、さらにその一部がパリに流入するのである。⁽¹⁾また都市部にも、工業化の過程で没落する職人や労働者が生まれていた。彼らは景況に左右され、不況時には失業を余儀なくされたし、若年層は牢固としたギルド制に阻まれて容易には正業に就けなかったのである。

1. 乞食收容所の発案

一七二四年王令の実施は王権の予算不足もあって、僅か十年足らずで頓挫したが、前章で述べたように、公的扶助は国家の一機能だとの観念が社会のなかに芽生えたことは確かで、高位高官のなかには、王権がより積極的
にこの業務に関与すべきと主張する者が現れた。現実にも流浪貧民のうねりが感知されるようになると、財務総
監マシヨ・ダルヌーヴィルは、一七二四年王令の復活を策し、一七五〇年王令を準備した。

その内容は、武器を携行する危険な乞食や、違法に集会し徒党を組む乞食を厳しく取り締まり処罰すること、
他方で出稼ぎ貧民は物乞いをしない限り処罰しないこと、諸々の理由で生活の資を稼げない貧民はこれまで通り
オピタル・ジュネラルに收容し、その財源は王権が保証する、というものだった。

他方、ダルヌーヴィルは一七四九年に、財政再建のために二十分の一税を提案していた。これは合理的で公正
な課税制度の嚆矢となる筈のもだったが、特権に浴するすべての団体、高等法院、地方三部会、聖職者会議な
どの猛反撥に逢着し、妥協を余儀なくされ、けつきよく特権階級は課税を免れることになった。このため、
一七五〇年王令も、下賜金の保証が難しくなり、パリ徴税管区などに限定的に施行されただけだった。

乞食收容所（以下ではデポと略記する）の発案は、一七五九年にジャン・フランソワ・ド・フリユリイが、財務
総監シルエットに送った意見書^{メモワール}に、その原型が認められる。名門貴族出身のこの高官は、ブルゴーニュ地方長官
職にあった十年の間、かの義賊マンドランの跳梁に苦しめられた経験から、乞食・流民対策を真剣に考えるよう
になった。かれは「物乞いという行為は泥棒と殺人犯の学校であることは、誰でも知っている。彼らには信仰心
も良き風俗もないから、あらゆる犯罪と放蕩に身を落とすとしても、驚くに当たらない」と断言する。些か前時

代的な貧民觀に驚きを禁じ得ないが、かれがここで罵倒するのは「身体壯健の乞食」であつて、もう一つの貧民のジャンル、「労働不能な乞食」は、教区での救済は今や不可能だから、オビタル・ジェネラルで面倒を見るのが良いと云う。

フリユリーの主張をいまだ少し詳しく紹介すれば以下の如くである。身体壯健な乞食を、マレシヨセにより逮捕し裁判にかける、その間、従来のオビタルや監獄とは別に、各徴税管区に「臨時の監獄 *prison provisoire*」を造り、そこに暫く收容する、マレシヨセ裁判官は被告の生まれ故郷の市長などから、情報を取り寄せ、かれが職業乞食なのか、そうでないのかを判定し裁決する、刑が定まった乞食らは、そこに留まらず、別に造られた公的アトリエ *atelier public* で労働させる、これらの業務は地方長官が少なくとも二年間は一元的に管理する、という内容だつた。²⁾ [Thullier (Fleury), 2003, pp.280-300; Adams, 1990, pp.36-38]

一七二四年王令は前述した通り、流浪する身体壯健な貧民を捕捉し、最寄りのオビタル・ジェネラルに收容し、就労させようとしたが、諸々の事情で上手くゆかなかつた。フリユリーの意見書もまた、このカテゴリーの貧民を標的にして、捕捉・收容して就労させることを狙つた。しかも既存のオビタル・ジェネラルではなく、新たに「臨時の監獄」を設け、そしてこれを国王の代理人たる地方長官に一元的に管理させる、という点が新機軸だつた。かれは「乞食收容所」とは明記していないが、後段との関係では確かにデボを想起させる。

さて、この間フランスはイギリスと七年戦争を戦い、カナダとインドで苦杯を喫したので、統治権力は国力の差を痛感した。同様に重農学派はイギリスの大借地農業との生産力の差を自覚し、フランス農業の抱える諸問題を探求し始めたようである。両者の思惑は細部では異なるが、農村に滞留する乞食・流民の大量存在とその労働

戦線への復帰を策すという点では同じであった。

シルエットが辞任した後に財務総監となったアンリ・ベルタンは、一七六三年に各地の王立農業協会に、この問題の対処策を問い合わせた。これに答えて寄せられた意見書のなかで、ベルタンの注意を惹いたのが、オルレアン農業協会から寄せられた意見書だった。この意見書^{メモワール・シタタ}を認めたのが、自らも大土地所有農で地方高官のギヨーム・フランソワ・ル・トロューヌである。この意見書は一七六四年に『流民乞食論 *Mémoire sur les vagabonds et sur les mendians*』として刊行されたが、これが直ぐ後のラヴェルディ委員会の創設と一七六四年王令の布石となり、引いてはデポの性格にも影響を与えたので、以下その内容を略述しよう。

ル・トロューヌは、乞食・流民は農民にとって安全を脅かす存在になっているだけでなく、国家の負担になっているし、富の損失を招いていると云う。なぜなら、彼らが労働戦線から離脱したことが、残って働く人々の負担を増大させることになるからで、その意味で彼らは「無用の者 *les inutiles*」であるばかりか、「社会的災厄」であると断ずる。彼らは生きるためにパンを求めるだけではなく、やがて物を盗み、徒党を組んで悪事をはたらき、揚句は官憲に逮捕され、極刑に処される、そうした運命を背負っていると述べる。前章で引用した「危険な流民」がその実例である。かれの貧民観も、フリユリイの云う「乞食は泥棒と殺人犯の学校である」と酷似している。

ル・トロューヌはこれまで施行された王令、とくに一七二四年王令が不首尾に終わった理由を次のように総括する。主たる標的だった「身体壮健な乞食・流民」を働かせることができなかったのは、王令が「善意 *bonté* と憐憫 *comiseration*」に基づいて書かれたためである。平和時には人はどんな職業でも選ぶ権利があるのに、彼らが働かないのは、彼らが本質的に労働を敵視しているからなのだ。「こんな生ぬるい手段で、かくも蔓延した病

弊を取り除くことはできない、それはまるで罌に掛かった鳥を蜘蛛の巣で捕らえるようなものだ」。そしてその責任の一半はオピタル・ジェネラルの理事たちの無作為にあると批判した。

確かに前章で見たように、大概のオピタル・ジェネラルではこのジャンルの乞食・流民の扱いに苦慮し、できれば面倒見たくないためにその脱走を許し、或いは放免したのであって、ル・トロューヌの言が間違いだとは云えない。とはいえ、かれの見解には大きな事実誤認がある。当時のフランスにはギルド制が存在し、とくに宣誓ギルドは都市の商業と主要な製造業において独占権を保持しており、「労働（営業）の自由」はなかった。だからこそ、都市に流入した民衆は正規の職業に就くことが難しく、せいぜい都市雑業に職を見出す外なかったのである。

それはともかく、これら「労働を厭う」とされた乞食・流民をどう処遇すべきか、と自問自答するル・トロューヌは、懲罰の強化を主張する。「所払い（追放刑）」は只の「お解き放ち」ではないし、鞭打ちも「一五分の不快な時間」でしかない。効果的なのは無期限のガレー船漕役刑で、これこそが「かれの悪行に見合った刑罰なのだ」という。これは既に一六八七年王令に記されていたもので、死文と化していた、今これを復活せよという。さらに烙印もこれまでは腕や肩に捺していたが、今後ははつきりと見える頬や額に捺せ、と激越なことを云う。ル・トロューヌはさらにボリスの強化を唱える。マレシヨセは広大な田園地帯を巡回警邏するので手が足りない、そこで、住民を兵隊の如く編成して流民捕捉の任務に当たらせてはどうか、或いは住民に褒美を与えて、森林に潜む「流民狩り」を手伝わせてはどうか、とも提言している。

かれが標的とするのは、「身体壮健で住所不定の男の放浪貧民」＝流民であり、この者には物乞いを一切禁止し、違反者はマレシヨセが逮捕し、前述したガレー船漕役刑に処す、これがかれの基本方針である。但し、「飢饉

や労働の停止という稀な事情」のときは、判事の判断で物乞いが許される、とも述べる。[Le Trosne, p.65]⁽³⁾これはまさしく「緊急避難」の措置で、ある意味で現実主義的でもあるのだが、その分徹底さを欠いたとも云える。なぜなら、乞食・流民の多くは常に飢餓状態もしくは失業状態にあって、「食料（パン）」と仕事を得られないから、止むを得ず放浪し物乞いをしているのだ」と主張するに決まっているからである。

他方、ル・トロヌは労働不能の貧民については、教区内救済のスキームを考えている。教区総代が貧民台帳をつくり、全ての貧民の姓名、年齢、住所などを記録する。町の治安判事は本人への尋問や、教区司祭や「慈善の婦人」らの証言も聴いて、羊皮紙の「物乞い許可証」を発行する。これを携行する貧民は、指定された幾つかの教区内での物乞いを許される。乞食のなかで誠実で頭のよさそうな者を選び、「貧民の警邏卒」を編成し、街中を警戒させ、流民を見つけたら、マレショセに報せてはどうか、等とも提言している。

以上がル・トロヌの意見書の骨子である。それは放浪する乞食や流民の取り締まり強化と、その処遇の厳罰化を求める論調であり、重農主義者が求めるような労働戦線への復帰を促す提案は見られなかった。また、アダムスが深読みしているようなデボや懲治監への言及はない。⁽⁴⁾

それはさておき、この間も農村での乞食・流民の乱暴狼藉の報がベルタンの許に届いた。スワソンの地方長官もベルタンに、対策の意見聴取をしている場合ではなく、直ちに策を講ずるべきだと進言していた。⁽⁵⁾こうした声に押されて、かれはル・トロヌの前時代的で懲罰主義的な流民対策を実施しようとしたが、その矢先更迭されてしまった。財政再建のために打ち出したかれの課税強化案が、またしても特権階級の人々の反対で潰されたのである。

ベルタンの後を継いだ財務総監が、ポンパドゥール夫人の覚えめでたいクレマン・シャルル・フランソワ・ド・ラヴェルディであった。⁽⁶⁾かれは啓蒙哲学者らの支持をうけて、穀物取引の自由化を打ち出すなど、リベラルな改革に着手するのだが、こと乞食・流民対策ではベルタンの路線を踏襲しようとした。かれの許に流民対策を検討するラヴェルディ委員会が立ちあげられ、フリュリイなど四名の国務卿が委員となり、随時外部の報告者を招いて意見を聴取するなどして、原案を作成した。その成果が一七六四年八月三日の王令である。

2. 難渋する一七六四年王令

この王令はフリュリイとル・トロヌの意見書に沿うもので、主たる狙いは流民の放逐にあった。この王令で云う「流民」は、一七二四年王令の定義を踏襲したもので、「自活のための地位も財産もなく、信頼できる人間による人物保証もなく、直近半年間何らの仕事にも就いていない者」であった。マレシヨセは主に田園地帯や街道筋でこれとおぼしき者を捕捉し、最寄りの「臨時の留置所」に收容する任務を帯びる。つまり、既存のオピタル・ジェネラルとは別に「臨時の留置所」を設けることが、ラヴェルディの狙いだった。そして、この臨時の留置所を運営し監督する権限を、もっぱら地方長官に委ねるとした。

一七二四年王令では「身体壮健な乞食の怠惰を矯正し労働」させる目的で、オピタル・ジェネラルへの入所を許したのに、オピタルの理事たちはその責務を果たせなかったと、ラヴェルディは総括したのである。そこで新たな構想では、国王直属のマレシヨセが逮捕・裁判した乞食・流民を臨時の留置所に入れ、これを国王の代理人である地方長官が監督する、しかも、その全費用を王権が負担する、すなわち、王権が確かに流民放逐を遂行す

ると表明したのである。

ところで、一七六四年王令は労働不能貧民についても定めていた。七〇歳以上の高齢者や身障者など、労働により生活の資を稼げない者は、オピタル・ジェネラルで世話を受けられる、それ以外の貧民は教区救済を受ける、また一六歳以下の子どもらは親族など保護者の許に帰す、もしなければ、農村の自営農などに預ける、その費用は王権が負担するなどとした。

しかし、全体としてその制度設計は粗雑だった。例えば教区での救済は新たに「[施し局 *bureau d'aumône*]」を設置して行うとしたが、その内容は詰められていなかった。そこでラヴェルディ委員会はこの王宣を補足するたちで、乞食一般の撲滅と救済に関する王令の検討にかかったが、パリ高等法院の強い反撥にあい調整は難航した。

ラヴェルディは、この王令で造ることになる流民の収容施設を、「臨時の留置所」と表現し、やがてそれはオピタル・ジェネラルに組み入れられることになると説いたが、それは明らかに高等法院の反対を予想していたからである。だが高等法院は案の定、王権が乞食・流民の逮捕・拘留・裁判の権限をもつことは、高等法院の権限を犯すものだとして反対した。

調整は難航した。最初のころは、フリユリイの兄、ギヨーム・フランソワ・ルイ・ジョリ・ド・フリユリイが、パリ高等法院の主席検事の職を務めていたので、これが国王側と高等法院との調整に当たっていたが、その後若き行政官ベルティエ・ド・ソヴィニイが、当委員会の報告者として招聘されたのを機に頭角を現し、調整役に任じ、さらにラヴェルディの失脚の後に、この施策の実質的な主導者となるのである。⁷⁾

それはともかく、高等法院は王令法案についても、物乞い貧民への懲罰が重すぎる、領主など土地所有者への新たな課税が予想される、と懸念を表明した。王権側は細かい点では譲歩したが、乞食・流民の逮捕・拘留・裁判をマレシヨセに委ね、臨時の留置所の管理・運営権限は地方長官に委ねる、という基本路線は譲らなかった。このため高等法院は一七六六年には法案を協議することすら拒んだのである⁽⁸⁾。

こうして新たな法案は潰え、一七六四年王令が曖昧な部分を残したまま、一七六七年一〇月二一日の国务卿裁決を経て、翌年一月から施行されることになった。標的はもっぱら「身体壮健な男の物乞い貧民」で、その捕捉と「臨時の留置所」への収監であり、かくて「乞食收容所」が開設される運びとなった。差し当たり、労働不能貧民の処遇と救済は教区に委ねるとしただけで、実施の詳細は詰められなかった。ラヴェルディやベルティエは、こうして一七二四年王令不首尾の轍を踏まないように配慮したつもりだったが、制度設計の不備は覆い難く、やがて破綻することになる。

ところで、デボの運営・監督を委ねられることになる地方長官のなかには、この王令実施を危ぶむ者もいた。最貧地帯のひとつオーヴェルニュの地方長官は、前述したトゥリュデーヌの一七二〇年代の成功経験を踏まえて、新たに臨時の留置所を造るよりも、既存のオピタル・ジェネラルを利用した方がいいのではないかと答えた。またその嚴罰主義をも危惧して、これ程厳しい措置を採れば、身体壮健な乞食や流民は、恐れて田舎に逃げ込みやがて山賊になるだろう、と述べた。しかし、地方長官は「国王の代理人」という性格上、この段階で敢えて王権の政策に異を唱える者はほとんどいなかったという。[Adams, 1990, p.52]

3. 乞食收容所の開設

財務総監はデポ開設に当たり各地方長官宛てに通達と実施要領 *instructions* を送った。通達では、当面は流民や職業乞食、「共同体的紐帯から外れた人々 *gens sans aveu*」を逮捕するに留めること、管轄する総徴税管区にこれらの者を受け容れるに足る施設がない時は、できるだけ早く「乞食收容所」を造るように、と勧告した。⁽⁹⁾ 実施要領では、デポの設置場所は、隊員兵舎があるマレシヨセ駐屯地の都市に、きちんと施錠閉鎖できる建物を作るのが望ましいとした。

收容者について実施要領は二つのカテゴリを想定している。一つは、「性別、年齢、身障の程度などの理由でガレー船漕役人にはできないが、マレシヨセ代官による有罪判決を受けた流民」であり、他の一つは「職業乞食で自宅から二里以上離れて物乞いした廉で逮捕された者」である。

この乞食・流民の規定はかなり曖昧で、現場に混乱をもたらす一因となった。捕捉に当たるマレシヨセは、身体壮健な乞食だけではなく、また自宅から二里以上離れているようにいがいが、物乞いしている貧民をすべて捕らえ連行するようになるのである。さらにその処罰も、マレシヨセ代官により異なりかなり恣意性が強いものになった。⁽¹⁰⁾

このように細部まで十分に詰められていない一七六四年王令が国務卿裁決で補強されて、一七六八年初めから実施された。ベルティエは各総徴税管区に二―三箇所の場合で、全国で一〇〇カ所ほどデポを設置し、年間一〇〇万リーヴルの予算で一万人を留置することを想定していた。確かに当初は想定よりは幾分少ないが、全国に設置されたデポは八八カ所、收容乞食は九千人程度だった。[Adams, 1990, p.69]

ポルトルとアダムの記述を摘記し、アダムの地図を参考にして纏めたのが、表1「乞食收容所の開設状況」である。⁽¹¹⁾ここから判明するのは、先ず、全国三二の地方長官府の都市にはもれなくデポが設置されたことである。さらに、それ以外の地方都市にもデポが設置され、ベルティエが構想したように、当初は一総徴税管区に二ないし三のデポが開設された。よく見るとそこには地理的偏差が認められる。すなわち、フランスの南半分にはデポが少なく、圧倒的に北半分に、わけてもパリとその周辺一带にデポ開設が集中していたことである。
 (地図参照) その理由は恐らく国王権力の射程の強弱や、乞食・流民の多寡に関係あると思われる。

ところが注目すべきは、地方都市のデポが開設後数年のうちに、あらかた閉鎖されたことである。その理由は後段のデポの管理運営の節で考えるが、結論を先取りして云えば、主に経費負担の問題、次に地方長官の意欲と能力、さらにヨリ根底にはデポの有効性をめぐる地元輿論の動向に関係がある。加えて一七七五年にチュルゴが財務総監に就くと、「慈善工房 atelier de charité」を設けて身体壮健な乞食に仕事を与える、という持論を実施するために、デポを閉鎖し入所者を釈放せよと命じたのである。このため多くのデポが廃用となった。パリ総徴税管区を例に取れば、サンリスやポントワーズなどのデポが閉じられ、サンドニのデポだけが残された。⁽¹²⁾こうして一七八〇年代には全土で凡そ三〇数カ所のデポだけが機能する体制になった。

一七六八年以降、王権中枢は地方長官やマレシヨセ代官・隊長にたびたび通達を發し、一七六四年王令の実施方を督励した。時には乞食・流民の逮捕を奨励するために報奨金を与えた。⁽¹³⁾かくて、表1に見られるように、フランス全土でマレシヨセによる「乞食狩り」が精力的に展開し、一七六八年から七三年末までに、全土で凡そ七万人が捕捉された。とくに貧民が集中するパリ管区が、一八千名もの逮捕・收容者を数えたのは、ある意味で

当然なのだが、地方都市、例えばブザンソン、ボルドー、グルノーブル、モンペリエなどでも、デポに収容される貧民は少なくなかった。こうした結果を見て、ポールトルは、一七六四年王令は「好成績 *bons résultats* を収めた」と評価するのだが [Paultre, pp.511, 513]、それはいかにも皮相的で近視眼的な評価だった。

さて、これを時系列に整理したものが、表2「全ての総徴税管区の乞食収容所に収監された乞食・流民（一七六八～一七七七）」である。この表からも当初は九千人程度だったデポ収監者が、一七七〇年代初めには急増し一四千人を超えたこと、その後はやや減って一万人前後で推移したことが判る。七〇年代初めに急増したのは、実は厳冬よる凶作の影響をうけて、農村に餓えた貧民が増加し、物乞いをして捕捉されたためである。

これら二つの表を観察すると、次の三つの事象が浮かび上がる。一つは、逮捕拘留された乞食・流民は、一定期間後にその半分以上が「釈放」されていることである。¹⁴二は、「デポ内あるいはオピタルで死亡する者」が驚くほど多いことである。時系列で見ると、最大値は一七七一年、七二年の二三％であり、平均で一九％余である。つまり入所者の五人に一人がデポか搬送されたオピタルで亡くなっているのだ。また死亡率は地域による偏差が大きいことも窺える。¹⁵三つ目は、デポからの脱走者が平均で一〇％と無視できない程認められること、その反面、軍務志願者はほとんどいないことである。これは捕捉された乞食・流民のデポや軍隊への嫌悪感を示しているのだろうか。

これらの事実はデポの管理運営と入所者の処遇状況に関わるので、次節以下で考察する。

乞食収容所の開設

釈放された者	軍務志願者	デボ・オピタルで 死亡した者	脱走者	デボ退所者小計	年末にデボに 残っていた者
1,071	10	373	416	1,870	155
213	—	82	58	353	69
597	1	70	14	682	78
4	—	—	—	4	63
287	1	151	62	501	276
1,926	2	844	339	3,011	366
1,886	—	768	374	3,028	535
315	1	379	42	737	135
415	5	237	89	746	225
1,035	11	298	86	1,430	169
414	—	68	112	594	34
1,762	3	818	135	2,718	412
2,292	8	1,129	188	3,817	303
766	21	409	184	1,374	243
1,275	2	126	20	1,423	144
777	2	103	83	965	117
1,195	6	289	194	1,684	309
1,515	4	231	79	1,829	233
906	—	175	258	1,339	233
1,693	—	426	894	3,013	475
552	—	307	123	982	140
824	—	255	204	1,283	301
1,775	76	1,131	167	3,149	481
11,895	88	3,158	1,963	17,104	1,419
248	3	43	66	360	41
349	12	126	197	584	139
916	16	893	592	2,417	475
699	12	228	177	1,116	297
1,568	5	178	132	1,883	225
784	2	189	183	1,158	212
1,205	7	358	131	1,701	245
524	—	67	88	629	66
41,459	296	13,899	7,489	63,145	8,615

2) *は閉鎖。その後の数字は閉鎖した年、下2桁。

表1 乞食収容所の開設

総徴税管区	デポが開設された都市	1773年までに ^{註1)} 逮捕収監された者
エックス	エックス デーニユ(*71)	2,025
アランソン	アランソン ベルネ(*72) ヴェルヌイユ(*72)	423
アミアン	アミアン アブヴィル(*72) プーローニユ(*)	760
オーシュ	オーシュ	67
バイヨンヌ	バイヨンヌ ポー	777
ブザンソン	ブザンソン ロン・ル・ソニユ(*) ブズル(*70)	3,377
ボルドー	ボルドー ペリグー(*) バザ(*70) アジャン	3,563
ブールジュ	ブールジュ ヴァローニユ(*) ヴィール(*)	872
カーン	カーン	971
シャロン/マルヌ	シャロン/マルヌ	1,599
クレルモン	リオン モンフェラン(*71) モリアク(*76) サン・フルール(*73)	628
ディジョン	ディジョン(*) シャロン/ソーヌ ブール シャティヨン(*68) アヴァロン(*) ベレ(*72)	2,130
グルノーブル	グルノーブル ヴァランス(*72) ガップ(*71)	3,920
ラ・ロシェル	ラ・ロシェル サント(*) ギャブ(*72)	1,617
リール	リール ダンケルク(*)	1,567
リモージュ	リモージュ アングレーム(*)	1,082
リヨン	リヨン	1,993
メス	メス ヴェルダン(*71) トール(*71)	2,062
モントバン	モントバン ヴィルフランシュ(*) ロデス(*)	1,572
モンペリエ	モンペリエ トゥールーズ ル・ブエイ(*)	3,488
ムーラン	ムーラン ヌヴェール(*)	1,122
ナンシー	ナンシー エピナル(*72)	1,584
オルレアン	オルレアン プロワ(*71) シャルトル(*71) モンタルジス(*71)	3,630
パリ	サントニ ドリュ(*) サンリス(*) ポントワーズ(*) モー(*) ムーラン(*) サンス(*)	18,523
ベルピニャン	ベルピニャン	401
ボワティエ	ボワティエ ニオール(*) フォントネ(*73)	825
レンヌ	レンヌ カンペール(*72) ヴァンヌ(*72)	2,892
ルーアン	ルーアン コドベック(*72) エヴリュ(*72)	1,413
スワソン	スワソン ラン(*)	2,108
ストラズブール	ストラズブール(アンジスハイム) アギュノー(*74) ベルフォール(*74)	1,370
トゥール	トゥール ル・マン(*) ボージュ(*69) アンジェ(*)	1,946
ヴァランシエンヌ	ヴァランシエンヌ	695
計		71,760

出典 【Paultre. pp.425-513. p662】

【Adams. p.2. 地図】

引用者註 1) 【Paultre. p.602】の表の表記では「l'année 1773 et précédentes」となっており、始発年が明示されていない。私見では1764王令が本格稼働した1768年からだと思われる。というのは表2の1768-1773の逮捕入監者の小計と一致しているからである。

乞食収容所の開設

図 乞食収容所の開設都市（1767-1789）



出典 [Adams. p.2]

表2 全ての総徴税管区の乞食收容所に收容された乞食・流民（1768.1.1～1777.12.31）

年度	収容者数	釈放された者 バスボート有	バスボート無	要請により引き取られた者 服従念書有	服従念書無	釈放された者 小計	比率%	軍務志願者	デボオレタル で死亡した者	脱走者	デボ退所者 合計	年末にデボに 残っていた者
1768	8,875	269	2,424	30	653	3,376	38	16	793	542	4,727	4,148
1769	9,079	224	3,278	533	648	4,683	52	68	1,432	1,193	7,376	5,851
1770	12,502	341	5,141	1,030	502	7,914	56	36	2,270	1,191	10,511	7,842
1771	14,147	238	6,367	1,227	96	7,928	56	8	3,079	1,510	12,525	9,464
1772	14,134	137	8,434	1,345	—	9,916	70	23	3,366	1,455	14,760	8,838
1773	13,023	105	7,359	1,078	—	8,542	66	147	2,959	1,598	13,246	8,615
1774	11,059	91	7,501	650	—	8,242	75	26	2,235	1,335	11,838	7,836
1775	9,937	90	8,329	358	—	8,777	88	38	2,013	1,181	12,009	5,764
1776	7,701	82*	5,830	278	—	6,190**	80	127	1,033	549	7,899	5,566
1777	11,379	—	5,506	845	—	6,351	56	121	2,159	783	9,414	7,531
計	111,836	1,577	60,169	7,374	1,899	71,019	64	610	21,339	11,337	104,305	

出典 [Paulire 1996, p.605]、[Thullier 2013, p.375]
 引用者註 1) [Thullier] には2箇處誤りあり。* この部分の数値が6,180と記載。
 2) 「解放された者」の比率は原表にはなく、引用者が付記した。

4. デボの管理運営

デボを一元的に統轄する任務を与えられた地方長官は、実際には何名かの地方長官補佐を選任してこれに運営を委ねた。その地方長官補佐は、部下に雇った「管理人 *concierge*」にデボの実務を任せた。財務総監が地方長官に示した「実施要領」では、管理人は素性の明確な者で、知的で几帳面な既婚者で、かつ軍務経験者が望ましいと記していた。

管理人の仕事は、收容者の記録とその保管、上司への報告である。つまり、有罪判決を受けた乞食・流民につ

いては、「受刑者名簿 *cécrou*」を作り、各人の判決内容とデボの留置期間などを記した記録簿を作ること、後者の矯正可能な乞食については、姓名のほか、マレシヨセの捕捉調査の写しを備えることだった。そしてこれらの情報を、地方長官補佐を経て、地方長官に上げるように指示されていた。すなわち実際のデボ実務はもっぱらこの「管理人に委ねられていたと云える。

小さいデボで数十人、大きいデボで数百人に達する入所者の世話を、管理人とその配下の数人の使用人ではとてもできない。そこで財務総監テレは、競争入札で外部業者を選び、契約を結んだうえで、食料、寝蓐、衣類の供給、さらにはデボ内の仕事も任せるようにと指示した。そして競争入札の状況と結果を報告させ、それが妥当な額ならば、王の金庫から支出する、と通達した。財務総監の方針は、可能な限り経費を節約することだった。「経費は必ずや膨らむものだから、どんなに切り詰めても過ぎることはない。」と述べている。

実施要領が示した「囚人」⁽¹⁶⁾「一人一日当りの食事 *ration*」は、黒パン一・五リール（七五〇¹⁷程度）、塩ゆでした野菜、米だけである。これは先に紹介したフリユリイが意見書で主張していた通りである。⁽¹⁷⁾オビタル・ジェネラルで「善良な貧民」に与えられた肉や魚、スープなどは供されないし、ましてやワインはつかない。衣服も最も粗末な生地で造られたシャツを二人に三枚（どう配分するのか不明だが）、靴下、キュロット（半ズボン）、毛の帽子、木靴、女性に加えてコルセットやベチコート、室内用帽子などである。ここでも「できるだけ費用を節約せよ」と注文がついている。頭髮も清潔と逃亡防止の観点から、刈り上げるのが好い、と指示している。

こうした条件をもとに競争入札で外部の業者が選ばれた。彼らは軍隊風に「包括的（食糧）納入業者 *munitionnaires généraux*」と呼ばれたが、パリ周辺の総徴税管区についてはM・ランベルジュ社が、東部の幾つ

かのデポでは別の会社が選ばれて、パンや野菜、寝蓐を供給した。驚くのは契約条項にある食費の安さである。入所者一人一日当りの食費は、最初の四年間は六ソル、次の六年間は五ソルだった。これが、黒パン―通常よりも質の劣る小麦、大麦、ライ麦、それぞれ三分の一から成るパン―・五リール、野菜、米の購入費であった。質量とも余りにも劣悪な食事で、まさしく餓死しない程度でしかなかったが、ラヴェルディは、オーヴェルニュの地方長官宛ての手紙で、その趣旨を次のように述べていた。乞食の食事は兵士のそれよりも劣悪で構わない、国家の恥辱である市民と、国家の栄光をつくる市民とを同列に処遇するのは危険であろう、と。[Adams, 1976, p.56]

低栄養の食事に加えて、居住条件も劣悪で、二、四方の藁ベッドに通常四人、同衾させた。中の藁は年一回取り換えるだけだった。このような環境下で、前述のように入所者の一〇%が脱走する事態が生じた。若くて元氣な収容者が脱走を企てるのは当然だったかも知れない。地方長官の中には、デポは監獄ではないと考えて、保安に左程注意を払わない者もいた。他方、高齢者や身障者、病弱者、てんかん患者、精神病患者などは、低栄養の食事、劣悪な処遇に甘んじざるを得なかった。入所者の二〇%がここで命を落とした原因もこの辺りに存する。この点は後段でもう一度考える。

デポでは労働可能な乞食や流民に労働させることもあったが、それが主たる目的ではなかった。財務総監は実施要領のなかで、収容者にどんな仕事を与えるのかについて、「まだ決めていない、地方長官にアイデアがあれば報告してほしい。」と述べていた。つまりオピタル・ジェネラルのように、労働可能な乞食・流民の怠惰癖を、半ば強制的な労働によって矯正するという意識は稀薄だったようである。それゆえ仕事提供もまた、外部業者に

任せたのである。先のランベルジュ社は二五のデボで、綿や亜麻、羊毛の紡績、織布などの仕事を入所者に提供した。[Adams, 1976, p.61]

国王権力がちかに乞食・流民を一掃する装置として構想された乞食收容所だが、右に見たようにその制度設計は粗雑だったと云わざるを得ない。統轄責任者は地方長官だったが、彼らが実際にデボを訪問し視察することは減多になく、財務総監からの指示を地方長官補佐やマレシヨセ隊長などに伝える仲介者の役割に甘んじていた。そもそも一七六四年王令自体の趣旨が曖昧だったことも一因だが、地方長官は通常は数年で任地を変えたから、地元の「些末な」問題への関心も薄く、熱意も示さなかった。それでもチュルゴのように、啓蒙主義の影響を受けて、民衆の困窮とその改善に取り組む地方長官も少数ながらい⁽¹⁸⁾た。

実際のデボ運営を担ったのは管理人と地方長官補佐だった。例えば、ラングドックの最大のデボはモンペリエにできたが、その地方長官補佐は毎日のようにデボを見回り、收容者の様子を見、その声を聞き上司に報告した。彼らは年俸給五〇〇リーヴルという薄給にもかかわらず―のちに残業代を要求して認められた―勤務に精勤し、しかも入所者に抑圧的ではなかったようだ。例えば実施要領では入所者は頭髪を刈り上げると指示されていたが、断髪は女性にとっては屈辱的だろうと慮って、実施しなかったという。また一七八四年にトゥールーズにデボが再建されると、そこで收容者がオピタル・ジェネラルの《善き貧民》と同じように扱われるのではないかと喜んだという。[Santucci, p.166] デボで收容者の面倒を見ている彼らには、デボの悲惨な状況が痛い程わかって⁽¹⁹⁾いたに違いない。

またノールの三つのデポでも、統括責任者の地方長官がデポを見回ることは全くなく、地方長官補佐が毎日のように巡回して入所者の状態を観察し、さらに入所者の面接や、必要とあらばその親族等に接見し、入所者の選考に当たった。また釈放に当たっては後述の「服従念書」などの手続きに当たり、入退所者の事務手続き一切を取り仕切った。これをうけて地方長官が裁決した。地方長官補佐はさらに管理人など職員の人選にも当たなど、まさしくデポの「実質上の運営責任者 *cheville ouvrière*」だった。⁽²⁰⁾ [Ryckebusch, p.261]

デポの経費負担問題

デポ収容者の一日の経費が右のように切り詰められたのは、王権が地方長官に経費節約を厳命していたからである。デポ開設が始まる一七六八年に、ベルティエは前述したように、年間一〇〇万リーヴルの予算で、全国に一〇〇カ所程度のデポを設置したいと考えていた。[Adams, p.69] つまり一デポ当たり平均一萬リーヴルの予算である。これはいかにも現実から遊離した「机上の計算」だったが直ぐに露呈する。

地方都市のデポは、オピタル・ジェネラルの一隅や、修道院など既存の建物の一部を借り上げて、安価に開設される場合が多かったのだが、それでも借家料や家賃が発生したし、何名かの地方長官補佐や管理人、下働きの職員などを雇用すれば人件費も高む。年間一萬リーヴルは雀の涙でしかなかった。実際にデポが稼働すると、小規模のデポでも経費はその何倍にも膨れ上がった。

ラヴェルディやベルティエは、不首尾に終わった一七二四年王令の轍を踏まないように、経費はすべて王権が負担すると約束したが、実はこれは「空手形」だった。財政逼迫の王権にはその余裕はなく、地方長官を介して、

地方三部会や地方議会に経費「補填」を要請せざるを得なかった。しかし、これに難色を示す地方議会が幾つもあった。前述したが、地方の小都市のデポが相次いで閉鎖される背景には、このような事情があったのである。幾つか事例を紹介しよう。

例えば、ブルゴーニュのディジョン管区には、当初ディジョンなど六つのデポが開設された（表1参照）。マレシヨセは勢いづいて一七六八年には一〇四六人の乞食・流民を逮捕し、うち六三〇人がデポに拘留された。しかし大部分が短期間の拘留の後釈放された。ベルティエはこれらのデポに八〇千リーヴルを補助したのだが、それでも六ヶ所のデポを維持するのは困難だったらしく、ブルゴーニュ地方三部会に五〇千リーヴルの補填醸出を求めた。地方三部会は、これを受け容れる条件としてデポの削減を求めた。こうしてディジョンなど四つのデポが閉鎖されたのである。この報告を受けたベルティエは、管理人、衛士、施設付き司祭、医師など人件費が膨張しているからだ、運営の拙さを批判した。[Paulre, p.475]

プロヴァンスには当初エックスとディーニユにデポが開設されたが、ディーニユのそれは数年後に閉鎖された。閉鎖の理由は定かではないが、恐らく経費負担の問題が絡んでいたと思われる。というのも、エックスの三部会は、流民掃討は法的趣旨に照らしても王権の責務であるとして、デポ運営費用の補填を拒んでいたからである。そして労働不能住民の救済は各地の地域共同体が責任をもって実施している、と主張したのである。[Paulre, p.480]⁽²¹⁾

プロヴァンスに隣接するラングドックでは、モンペリエとトゥルーズ、ル・ピュイにデポが開設された。しかし、ここでも地元の権力者らは王権中枢の意向に諸手を挙げて賛成した訳ではない。寧ろそれに懐疑的であつ

た。当地の地方長官は、一七六三年に財務総監に次のような書簡を送っていた。「確かに乞食や流民は農村の教区や街にも沢山います。彼らは群れをつくってそこに屯していますが、悪事を働くことは減多にありません。(中略) 混乱を惹き起こしたとも聞いておりません。この平穏がずっと続くことを心より願っています。」[Santucci, p.160]

それでも国王の代理人たる地方長官は王権の命令には従わざるを得ない。かれはデポ開設に当たり、地元の人々の有力者、ナルボンヌの大神父とトゥルーズの大神父に協力を仰いだ。ナルボンヌの大神父は、趣旨には同意したが、王権の実施要領には懸念を表明した。つまり、デポに充てる建物の改修費用が高むこと、二百人の「何ものも恐れない男たち」を一人の管理人で統制できないこと、一日四スーの単価では収容者を維持できないことなどを挙げた。そしてデポの管理運営をオピタル・ジェネラルに委ね、その費用は地域の共同体が負担することを地方長官に提案した。地方長官はこの旨を財務総監に伝えたが、元より政府中枢は方針を翻すつもりはなく、最初の費用は王権が負担するから直ぐにもデポを開設せよと迫った。

そこで地方長官は次の三都市にデポを開設することにした。モンペリエでは個人の家屋を借り上げ、九千リーヴルをかけて改修した。ル・ピュイではジェズイットの学校の一部を借り上げ、トゥルーズではあるオピタルの塔を借り上げてデポに使用することにした。

さて経費だが、一七六八年こそは二七千リーヴルだったが、マレシヨセが「乞食狩り」に精勤した翌年には、九千リーヴルと三倍余に膨れ上がった。ペルティエは、これに驚き、そのうち八〇千リーヴルは地元で負担するように求めた。しかし当然の如く地元議会は猛反撥した。我々はデポについて十分に説明されてはいない、乞

食・流民の問題は王国全体の問題であり、王権がデポの経費を負担すべきだ、と主張した。[Santucci, p.161]

地方長官を介して中央政府との折衝が重ねられた。その結果、三部会が五〇千リーヴル醸出する代わりに、デポ運営に関与することで、一応の妥協が成立した。[Paulne, p.486] だが、王権は三部会の関与を苦々しく思っていた。財務総監テレは、「地元議会がデポの経費を負担したからといって、このシステム運営に容喙する資格はない。この方式以外のやり方があるなどと主張することは許されない。」と釘を刺した。[Santucci, p.162]

その後もラングドックの議会は五〇千リーヴルの醸出金を払うことに難色を示した。その後、一七七六年にはトゥルーズのデポは閉鎖され、宏大なラングドックにデポは一つしか存在しない事態が生まれた。そのことは経費削減にはなったが、捕捉された乞食・流民のモンペリエのデポまでの移送という問題が新たに生じた。移送は担当するマレシヨセに負担になっただけでなく、移送される貧民にも耐えがたい苦痛を与えることになった。(後述)

それはともかく、この間の経緯は、経費負担を含めて、デポの存在そのものを根底から考える機運を醸成し、やがてトゥルーズの大司教ブリエヌヌのデポ改革構想に連繋してゆくのである。

次に、ブルターニュのレンヌ管区には、レンヌの他三つのデポが開設されたが(表1参照、既存の建物を借り上げたデポはどこも狭小だったので、財務総監の要請に従い新たなデポがレンヌに開かれ、これを機にナント、カンペール、ヴァンヌのデポは一七七二年に閉鎖された。こうしてブルターニュ一帯で逮捕された乞食・流民は、みなレンヌのデポに収監される体制になった。その経費は六八年に六六千リーヴルだったが、六九年には七三千リーヴルに達した。地方長官カズ・ド・ラ・ボヴは、フル稼働すればこの額は一二四千リーヴル程度に膨らむと

判断し、ブルターニュ地方三部会に、少なくとも六〇〜七〇千リーヴルの負担醸出を要請した。地方議会は、王権がデポの費用を全額負担すると約束した筈だとして、その要求を拒んだ。以後も経費負担をめぐる王権と地方の闘ぎ合いと調整は続いた。[Paultre, pp.458-468]

右に紹介したように、一七六八年には王権の意向通り、全国で八〇余に昇るデポが開設されたものの、経費を負担しきれずにその多くが開設後、わずか数年で閉鎖されたのである。⁽²²⁾

5. デポ収容者の相貌と処遇

さて、デポにはどんな人々が閉じ込められ、どんな処遇をうけたのだろうか。一七六四年王令の標的は、流民と《gens sans aveu》、つまり「社会的に信用ある人から身分保証されていない人々」、私の表現では「社会的紐帯から外れた人々」であった。これらの貧民は社会にとって無用であるばかりか、軽犯罪を犯す惧れの強い危険な人々と見られたからである。

だが現実には、農村や街道筋で流浪・物乞いした貧民は、家があり住所が確定しているかどうかに関係なく、また自家から二里以内で物乞いしていたかどうかに関係なく、マレシヨセにより悉く捕捉・連行され、多くが裁判にかけられた。マレシヨセの「乞食狩り」は、法令が出た当座はとくに熱心に遂行された。

さほど危険ではない貧民、いわゆる「単純乞食」はデポに三週間から一カ月程度拘留されたのち釈放された。表1および表2から窺えるのは、当初こそ釈放率は三八%と低かったものの、年を追うごとに釈放率は上昇し、一七七〇年代半ばには七〇〜八〇%にも達する。地域による釈放率の偏差も認められる。⁽²³⁾

ここで注目されるのは、パスポートを携行せずに逮捕・拘留される者が圧倒的に多いことだ。それは自宅から左程遠くない所で物乞いし逮捕されたことを示唆している。またパスポート携行者でも、当初は決して少なくない数(二・三〇〇人)が逮捕されている。これらことは、マレシヨセによる乞食狩りが見境なく実施されたことを示している。パスポートを携行している行商人もデポに長い間留置される例もあった⁽²⁴⁾。

身元引受人が来て釈放される場合(reclamation)には、表2にあるように、いわば「服従念書 submission」を提出することが慣例だった。これは身元引受人が「本人に二度と物乞いはさせません、服従させます。」と当局に署名・誓約する「念書」だった。単純乞食の拘留期間は比較的短く、釈放率も高いことから判断して、デポは物乞い貧民を「監禁して懲らしめ、他の見せしめとする所」だったと云えそうだ。彼らへの処罰は、ル・トロースが想定したほどの厳罰ではなく、せいぜいが「所払い(追放刑)でしかなかったからである。

さて、デポに閉じ込められた人々は、具体的にどんな人々だったのだろうか。実はその方面の研究はまだ充分には進んでいない。それでも幾つかのデポについては幾分情報が得られたので紹介し、その共通項を摘出してみよう。

(1) アランソン乞食收容所⁽²⁵⁾

ノルマンディーのアランソン総徴税管区には、一七六八年にアランソン、ベルネ、ヴェルヌイユの三都市にデポが開設されたが、後ろ二つは早くも一七七二年に閉鎖された。アランソンのデポに関する資料は欠落が多いので、正確な收容者数は把握できないが、間接的に推定する手段として「一日当りの食糧供給 ration」数がある。

その数は、一七七六年には三七五人分だったものが、八〇年には一〇八五人分、八三年には二〇四二人分に急増し、以後この水準が続く。[Boucheron, p.59] これは一年間の数値なので、収容者が年四回程度入れ替わるとすると、その四分の一、五〇〇人前後が常時拘留されていたと推定される。

ある期間の収容者二六二六人のうち、個別情報が得られた者は二二八五人で、その男女比は男が一六八六人(七四%)―但しこの中には脱走兵が二四〇人いる―、女が五八九人(二六%)で、四分の三が男性である。また年齢別では二〇歳以下が六〇四人(二六%)、四〇歳以下が計一七五二人(七六%)を占めており、年代は比較的若い。つまり、青壮年の男子貧民、したがって労働可能の貧民がデポでは優勢だったと思われる。この構成は確かにオピタル・ジェネラルの構成とはだいぶ違う。当局の狙いがある程度達成されたと云えるかもしれない。

では彼らの社会的属性はどうか、つまり彼らの生業は何だったかを見よう。この標本数はさらに減って九九四件しかないのだが、最多の二八〇人(二八%)は広義の農民、具体的には、日雇農、脱穀人、羊飼、荷馬車挽き、庭師、鋸の縦引き職など⁽²⁶⁾、総じて農村における不安定就業の下層農民だった。

第二のカテゴリは多種多様な職人層で二四七人(二五%)を占める。建築関係では石工、屋根葺きなど五六人、繊維関係では紡績・織布、毛織物職人、裁縫、洗濯婦など八六六人、その他、仕立て職、帽子職、指物師、パン屋、靴屋、かつら職、鍛造工などである。

第三のカテゴリは行商人や大道芸人、動物の見世物師で九三人、熊芸を見せ、歌を唄い、古楽器ガーディを演奏して見物人からカネを貰う。行商では籠売りが目立つ。その他、料理人や従僕など家事使用人五五人、元兵士三二人を数える。

行商人や旅芸人を別にすれば、デボに閉じ込められた貧民の主力は、農村の下層民と都市の職人や家事使用人であった。彼らは元より職業乞食でも流民でもなく、多くは食い詰めて仕事を求めて彷徨う貧民だった。その出身地を見ると、当然だが半分余が地元民である。農民の場合は季節労働を求めて、ノルマンディーからボース大平原を移動した形跡がある。職人の場合は都市から都市へ仕事を捜しまわった。かなり遠方からパリを経由してこの地に流れ着いた者もいた。ある指物師の通い職人は、故郷の村を出てアランソンの親方の許へ働きに出たが、病気になる二年後には乞食の仲間に入り、やがて捕捉されデボに入れられた。[Boucheron, p.64]

デボ收容者のなかに脱走兵が、二四〇人と少なからずいたことは注視すべきかもしれない。彼らの多くは、例えば居酒屋で娼婦たちと長時間飲酒したなどの軍紀違反を犯し、懲罰を恐れて脱走した。なかには有給休暇がとれない、処遇に不満だ、この職業が理解できない、等の理由もあったという。彼らはブルターニュからパリへの通ずる街道で、あるいはそれを避けた裏街道で、待ち構えていたマレシヨセに逮捕された。大概の脱走兵は軍服のままだったが、中には出会った農民と服を交換する知恵者もいた。

これに類するヨリ危険なのは脱獄者で、一七六〇年から八九年までの間に、二八人のガレー船漕役刑脱獄者がデボに入れられていた。彼らの多くは囚人服を脱ぎ捨て、農民風にキュロットを履いて変装していた。だがマレシヨセの検問を抜けるのは難しく、腕のGALの烙印を見咎められて逮捕されたという。またいわゆる「前科者」も、右の期間に一四人捕捉されデボに監禁されたという。[Boucheron, p.70] この点から判断しても、デボは監獄を兼ねていた。

(2) ブールジュ乞食收容所²⁷⁾

フランス中央部のブルジュ総徴税管区には、ブルジュのみにデポが設置された。ところでこれに先立つ一七二四年王令の施行は、この町でも不首尾だった。というのは、ブルジュのオピタル・ジェネラルも、既に部屋は貧民で満杯であり、経費も払底しているなどの理由を挙げて、壮健なる乞食・流民の受入れを断ったからである。代わりに、ブルジュ西方の小都市イスーダンに「乞食のオピタル」が造られ、カプチン修道会がその運営を担ったという。これがデポの前身と云えるかもしれない。

さて本稿のテーマだが、資料が散逸して正確な日時を特定できないが、一七七〇年代には、初めは市門を改修してデポが造られ、その後ミム修道会の跡地に転居したという。

一七六八年から九五五年まで、このデポに閉じ込められた者は二二四八人、年間平均八〇人で、男女別では男一六二三人、女六二五人であり、圧倒的に男性が多い。但し、男のなかには革命期の戦争捕虜が三〇〇人含まれる。年齢別では男性のみだが（女性是不明）、二〇歳代三七五人、三〇歳代二五〇人、併せて六二五人、全体の凡そ四〇%を占める。ここでも青壮年の乞食・流民が目立つ。

デポ收容者の出身地では、当然ながら地元住民が六八%と最多である。他方、ブルジュは交通の要衝なので、「よそ者」も少なからずいた。とくにマッシフ・サントラル（中央山塊）の西側の出稼ぎ民は、ここを通過してパリへ出てゆき、逆に量的には少ないが、パリやオルレアンから南下する者もこの町を抜けて行く。彼らはその途上でマレショセに捕捉される場合が多かった。

デポ收容者の社会的属性、つまり生業や階層身分などは残念ながら不明である。だが代わりに身体状況による

分類は資料がある。分類基準が一元的ではないのだが、次に紹介する。[Barichard, p.26]

① 「乞食・流民」は男三七四人、女七〇人、計四四四人で全体の二一%を占める。圧倒的に男が多く、しかも年齢では四〇歳以下が五四%を占める。そのデボ滞在期間は四か月以下と長くはない。青壮年の男性が多い事実と併せると、いわゆる単純乞食が多いと思われる。とはいえ、デボ本来の目的からみれば、このジャンルの収容者は想定よりはかなり少ないと云える。

② その反面、精神障害者・てんかん患者・その合併症患者など、「広義の精神障害者」が、男二二人、女一六五人、計三八七人、一九%と際立つて多い。彼らは、家族や親族、時には近隣住民が願ひ出て入所させる場合が多いという。そしてデボ入所期間も一年以上と概して高く、その死亡率は一般に高い。(後述)

③ 身体障害者は男一四七人、女九一人、計二三七人、一一%である。その死亡率は高い。

④ さまざまな病者が入っている。皮膚病者は男三一六人、女一八人、計三三四人。男の皮膚病患者が多いのは戦争捕虜が入所しているためだが、デボ内に皮膚病が蔓延しているのも事実らしい。性病患者も男五九人、女八四人、計一四三人いる。女性に多いのは中に娼婦が混じっているからだという。その他の病者も男二一〇人、女一〇一人を数える。

⑤ 少数だが、放蕩者が男七人、女三一人いる。また妊婦も六名、その他不明者は三二人である。

ブルジュのデボには、標的とした乞食・流民の外に、このように多様な社会的弱者が入れられていた。わけでも、「広義の精神障害者」が、乞食・流民と同じくらい閉じ込められていたことは驚きである。「狂気」の様態も実にさまざまで、妄想に囚われてナイフで隣人を脅す者、どんな女とも性的交渉ができると豪語する者、全く

攻撃性もなく物静かな女性患者、知的障害者などであり、多くは地元の共同体社会から隔離された病者だった。
[Barichard, p.30] 加えててんかん患者が精神障害者と同じ視されて、一緒に閉じ込められているのも、ビセートル館やサルペトリエール館と同じである。

もう一つは性病患者の存在で、前述したように、この病には常にインモラルの刻印が捺されて差別されてきた。とりわけ女性の「自由奔放 *libertinage*、放蕩 *débauche*」が、性病を蔓延させていると指弾されてきた。一八世紀末になるとここでも性病への医療的ケアが始まると説く歴史家もいる。⁽²⁸⁾

以上の考察からは、ブルジュのデポが、パリの二つのオピタル・ジェネラルに酷似している印象をうける。すなわち、王権中枢の目論見とは裏腹に、デポが単に乞食・流民の閉じ込め所としてだけでなく、労働不能者の避難所として、さらに精神障害者や性病患者の隔離施設として、そしてある程度は監獄として機能していたという実態である。この事実、財務総監と地方長官の思惑を離れて、デポが地元社会の現実的要請に応えたことを示唆している。

(3) スワソン乞食収容所

パリの北方スワソン総徴税管区には、スワソンとランにデポが開設されたが、ランのそれは一七八〇年代初めにスワソンに合併された。スワソンの古びた安宿が改造されて、デポが開設された。しかしその衛生状態は劣悪で、「不潔で臭気に満ちており、どんな鈍感な人間をも怖気つかせる程だった」という。また狭いにもかかわらず、収容能力は一六〇人程だった。⁽²⁹⁾

一七八一年にネッケルの要請で当デポの監督官に就任した司祭モンリノは、ベルティエら王権中枢の意図に反して、デポの在り方を根本的に変革する試みを始めた。手始めに入口の看板を、「乞食収容所」から「労働の家 *maison de travail*」に変えた。モンリノの貧民観や救済の構想については節を改めて眺めるとして、まずはスワソン乞食収容所に、どんな人々が閉じ込められていたかを概観したい。

スワソンのマレシヨセは二四人の分遣隊を擁して、一七七〇年代末から八〇年代にかけての七年間に三千人、年間平均四三〇人もの乞食・流民を捕捉した。そして興味深いことに、モンリノはこれらデポに入れられた貧民男性の身長を調査した。五ビエーブス（一六四・七cm）を越えた者は、一七八一年には一六〇人中僅か五人のみ、八二年には四六〇人中二十八人のみだったという。かれは身長が貧富格差を示す尺度と考えたのだろう、この低身長の貧民の盤踞は、彼らの困窮の証であり、「当地方が繁栄しているだけに尚更悲痛なことだ。」と述べている。

[Thullier (Montinot), 1989, p.26, 29]

閉じ込められた人々は三つのジャンルに大別できる。

① 最多は下層農民である。一七八二年の調査では四六〇人中三六〇人（七八％）、八六年には五五三人中二九四人（五三％）がこのジャンルに属する。⁽³⁰⁾モンリノは「地位も財産もない日雇農で、仕事がないか、個人的事情で食料を物乞いせざるを得ない者」と述べている。具体的には、日雇農、馬方、羊飼、牧童、人足、家事使用人などである。

スワソンの貧農層は仕事を求めて大農地帯を放浪した。五月後半の二週間ほどは、あざみ等の雑草取り、初夏には麦の刈取り、秋にはぶどう摘み仕事があった。彼らは一般に集団的な労働を好み、納屋や穀物倉の一隅を借

りて寝るのを好んだ。そこは新たな人間関係をつくる何よりの場所だったからだ。そして僅かな稼ぎを冬季には居酒屋で散財したという。[Thuillier (Montinot), 1989, p.52] しかし農閑期には仕事がなく、やむを得ず物乞いしているところをマレシヨセに逮捕される仕儀となった。

モンリノはその身体状況や年齢構成までは記していないが、病弱者や高齢者が含まれていたとみて間違いない。只、どう栽培農民が少ないのは、「彼らが僅かでも土地を所有しており、或いは雇主の世話を受けたり、家族の絆が強く助け合っているからだろう」とコメントしている。

② 次に多いのはさまざま職人と僅かだが行商人である。モンリノはその詳細を記しているので、煩を厭わず引用しておく。(なお各々の人数は、八二年調査と八六年では異なるので省く。)

料理人、肉屋、ガラス職、靴屋、かつら職、織布工、パン屋、帽子職、馬具職、仕立職、車大工、指物師、樽職、石工、屋根葺き職、水夫、梳毛工、靴下製造人、舗石工、染物職、庭師、ラシヤ織工、蹄鉄工、錠前師、彫金師、金箔師、硝石製造人、大工など、行商人では小間物商、薬種商などである。⁽³¹⁾

これらさまざまな職人と行商人の合計は、八二年は二七人と少なかったのだが、八六年には二五三人と激増している。その理由をモンリノは明示していない。旅を生業とする行商人は別として、これら多種多様な職人は、景況に左右されて失業・失職し、仕事を求めて彷徨う人々だった。とくにヨーロッパの代表的な工業たる毛織物業は競争が激しく、一七八〇年代半ばには、この地方の梳毛工や織布工が大量に失業した。

もう一つ、当デポに固有の事情もある。一七八四年と八五年に、パリのサン・ドニのデポから七〇四人の乞食がスワソンのデポに移送された。これらの移送貧民の五分の四は、己の才で生きようとパリに上京した商工業の

従事者だったという。[Adams, 1990, p.210] 右に見た職人の増加は、ある程度はこれらバリから移送された職人かもしれない。

③ 最後に、モンリノが「社会にとって危険」と見なす人々である。このカテゴリーは、一七八二年には流民、職業乞食「烙印を捺された前科者」の三つで計七四人だったが、八六年にはこの三者は、八〇人と変りはないのだが、新たな要素が加わり人数が大幅に増えた。すなわち、精神障害者、男三人、女二人、娼婦二人、性病患者八人、妊娠中の娘二人、脱走兵三人、遍歴する夫婦者一人、計二〇八人である。

モンリノは、これとは別に閉じ込められた女性の状況についても記している。一七八二年にはその数三四〇人、うち最多は寡婦で二〇〇人だった。彼女らは日雇農など下層農民の妻だったが夫に先立たれたり、捨てられたりして、路頭に迷って物乞い生活をしていた。多くは一四歳以下の子ども連れだったという。次いで多いのは娼婦で五〇人を占める。彼女らは管内にある軍の駐屯地から連れて来られた者で、一七人が性病に罹患していた。さらに右の記述と重複するが、精神障害者が二〇人ほどいた。

モンリノによれば、娼婦はどん底の放蕩生活の結果、甚だしくモラル喪失していた。気まぐれで、何ものにも無頓着で、絶えず口論している、作業のために仲間内から頭を選ばせようとしても、容易に選べない、また選んでも他の者たちは、その指示に従おうとしない、男は四人分の大皿で食事できるが、女には通用しない、大部屋に一緒に入れるのも不都合が多いという。さらに精神障害者の扱いにも苦慮しているとこぼす。というのは、食事も他の收容者と違うし、仕事を与えることができないからだとい、家族や領主、共同体が月額七十二リヴルの寄宿料を払わなければ、受け入れを拒否すべきだと云う。[Thullier (Montinot), 1989, pp.30, 43]

モンリノが精神障碍者、娼婦や未婚の母などを危険視するのは、今日的観点からすれば首肯できないが、時代の思潮を反映していたのかもしれない。さらに云えば、かれの構想である「労働の家」にとって、それが厄介な存在であったのは確かだった。だが現実にはかれの思惑とは別に、スワソンのデポもまたブルジュのデポと同じく、さまざまな労働不能貧民や心身障碍者、性病患者の受け入れ施設になったことは否定できない。⁽³²⁾これは王権中枢が何としても回避しようとした、デポのオピタル・ジェネラル化だった。⁽³³⁾それでも、モンリノは、農民や職人に労働を通じて社会復帰させようと、スワソンのデポを「労働の家」に変えようとした。これについては節を改めて論ずる。

最後にノールのデポ収容者について補足的に述べよう。この州には前述のように、ダンケルク、リール、ヴァランシエンヌの三都市にデポが開設され、革命時までリールとヴァランシエンヌのデポが稼働した。残念ながらモノグラフがないので収容者についての情報は不足しているが、リールのデポでは男女半々で、その平均年齢は二八歳と若い。しかも女性収容者の七〇%が一五歳から二〇歳までの娘であり、大部分が「放蕩者 *libertines*」だという。この語は当時の文脈では娼婦を指している。

ヴァランシエンヌは交通の要衝だったために、よそ者貧民が群れをなしてこの町にパンと仕事を求めて流入した。したがってこのデポの収容者では乞食と流民が最も多いのだが、注目すべきはここでも「悪い生活の女」や放蕩女性、つまり娼婦が目立つことである。⁽³⁴⁾軍隊がダンケルクとリールに駐屯していたから、彼女らはその兵隊の性的欲求に応じて生活の資を稼いでいた。そして、マレシヨセではなく、軍隊の将校や参謀部により逮捕されてデポに入れられた。予想通りその多くが性病に罹患していたため、このデポに陸軍医が出向いて彼女らを診

察し、性病の治療を施したという。⁽³⁵⁾

ノールのデボはこのように若者が優勢であり、さらに軍隊の駐屯地のため兵隊の性的欲求に応える娼婦の存在が際立っていた。これは他のデボとは明らかに異なるこの地方の特徴であり、この地の貧窮の底の深さを明示していると思われる。⁽³⁶⁾

デボ内死亡

次に多発したデボ内死亡について考察したい。先に掲げた表1に示したように、どこのデボでも平均五人に一人が所内で死亡していた。もちろん死亡原因について公式の調査も医師の所見もない。ほとんどのデボには内科医も外科医も常駐していなかったからである。それでも幾つかの原因は考えられる。

一つはデボの生活環境の劣悪さである。普通は壮健な貧民も病弱な貧民も大部屋に、区別なくぎっしりと押し込められていた。まさに「味噌も糞も一緒」の状態であった。二、三四方のベッドに四人同衾が常態だったし、汗牛充棟の部屋の空気は臭く淀んでいた。アンジェのデボ收容者がベルティエに送った手紙は、その惨状を次のように訴えていた。

「收容者は眠れない程に蚤やシラミに食われている。ひどく狭い所に閉じ込められて、互いに折り重なるように寝ている。伝染病が流行するような臭い空気を呼吸している。困窮と疫病のせいで多くが命を落としている。死にそうになった時しか、オテル・デュに運んでくれない。」と。[Adams, 1976, p.60]

また、トゥールのデボを査察した高名な医師は、その悲惨な状況を次のように記した。部屋は薄暗く湿気も多

いので、壁はいつも湿っていた。食事は一・五ポンドのパン、塩ゆで野菜、飲み物は水だけ、収容者らは動作が鈍く、怠惰で、不潔で、病気がちだ。貧弱な食事、窒息しそうな空気、不衛生な環境により、赤痢、胆汁過多の病氣、喘息などの呼吸器疾患が流行っている。「現在入所している四五〇人のうち、半分以上が死にかけている。」

[Adams, 1990, p.96]⁽³⁷⁾

質量ともに最低水準の食事、不衛生極まる居住環境、まるで農奴並みの処遇、これがラヴェルディやベルティエが云う、「デポ収容者は王国の兵士以下の処遇にすべし」の実態であった。客観的に見ても、デポの居住環境はオピタル・ジネラルにも劣っていた。⁽³⁸⁾これがデポ内死亡の主たる要因に違いない。

第二の死亡原因と考えられるのは、逮捕者のデポへの長距離移送である。デポ数が半減し、一七七〇年代後半に「一総徴税管区一デポ」体制が確立すると、マレショセが逮捕した乞食・流民を、地方長官府のデポまで移送する必要がある。大抵は、逮捕者をマレショセの留置場か、最寄りの国王裁判所の牢獄に留置しておき、一定数まとまると無蓋の馬車に載せて護送した。辺鄙な農村で捕捉された場合など、その移動距離は恐ろしく長かった。例えば、トゥールーズからモンペリエのデポまで凡そ二四〇kmもの距離があり、途中安宿に寝泊まりしながら、何日もかけて護送したのである。⁽³⁹⁾

またデポ間の移送も頻繁に行われた。先述したがパリのサン・ドニのデポからは、スワソンのデポにかなりの収容者が移送された。パリ総徴税管区には、サンリスやポントワーズなど、当初は六デポが開設されたが、悉く閉鎖され、サン・ドニのデポのみが残された。したがってこのデポは直に満杯状態になった。そこで、このデポの管轄者でもあるベルティエは、スワソンのデポに受け容れ余地があると判断して、モンリノの反対にもかかわ

らず、収容者を送り続けたのである。⁽⁴⁰⁾ ちなみにパリからスワソンまでの距離は直線でも九〇kmある。

フランス中部のブルジュのデポには、よそ者貧民が拘留される例が数多見られたが、彼らは故郷のデポに送り返された。一七八八年には一五人がリモージュのデポに、五人はオルレ안의デポに移送された。中にはデポを転々と移送される者もいた。[Barichard, p.23]

厳しい天候の下で強行された長距離移送が、高齢者や病弱者、身体障害者には耐え難い苦痛を与え、衰弱させたに違いない。しかも、漸く入ったデポは前述のようにひどく劣悪な居住環境だったから、長くは生きられなかったかもしれない。

ところで、デポ内死亡は収容者のカテゴリで違いがあることが確認される。この方面の史料は乏しいのだが、幸いブルジュの例がある。このデポでは「乞食・流民」の死亡は、四四四人のうち七二人、死亡率は一六%なのに、「広義の精神障害者」(精神病者・てんかん患者・精神障碍とてんかん合併患者)の死亡は、三八七人のうち一七六人、四五%、「身体障害者」は二三八人のうち死亡八六人、三六%であり、「その他の病者」は三一人のうち死亡は七八人、二五%であった。[Barichard, p.26] 乞食・流民は、普通三―四か月で釈放される例が多いのに対し、精神障害者や病弱者は一年以上デポに入っていた。しかしその間医療ケアを受けることはなかったから、病気が進行して衰弱して亡くなったと考えられる。かくてブルジュのデポ内死亡率は、表1に示したように四三%を記録し、デポのなかで死亡率首位を占めたのである。

ところで、サン・ドニのデポ内死亡を調査した研究者は、「ここは財産も地位もない哀れな男たちが閉じ込められ、殆ど生きて出られることのないバスティユだった」と云う。[Beand & Bouchart, p.143] これは極端な事例

かもしれないが、地方のデポでも事態は大同小異だったと思われる。この民衆の怨念と怒りが、革命勃発直後に、デポ政策推進者ベルティエのパリ市庁舎前広場での公開処刑として爆発したと見て大過ないだろう。⁽⁴⁾

6. デポ批判と改革の試み

一七六四年王令への懷疑と批判はその準備段階から表明されていた。法理論の観点からは、高等法院が乞食・流民の逮捕・拘留・裁判は、己の権限の一部だと主張して、国王―地方長官―マレシヨセという国王権力のスキームに異を唱えていた。王権は、デポはオピタル・ジェネラルの附属物だと反論していたが、ラヴェルディやベルティエの本音は、デポはオピタル・ジェネラル化してはならず、「懲治監」であるべきだ、というものだったから、高等法院の主張はあながち的外れでもなかった。また国王の代理人たる地方長官のなかにも、前述のオーヴェルニュの地方長官のように、オピタル・ジェネラルとは別にデポを開設することに難色を示す者もいた。

現実に一七六八年以降にデポが開設・運営されると、実にさまざまな問題が生じて、デポ批判の声がとくに地方から起こった。問題群は幾つかに分類できる。一つは、デポの経費負担問題である。前述したように、王令施行にあたり、王権が経費の全額負担を約束していたのに、実際には地方権力にかなりの補填を強く求めたのである。地方三部会の州 *pays d'états* は、王権からは相対的に自立していたから反撥が強かった。ブルターニュとラングドックではことに強い抵抗がおこった。ブルターニュのある司祭は、現に王権は住民に苛酷な課税を強いている、三部会に多額の経費補填を求めれば、困窮者の救済をしている地方の努力を削いでしまうと批判した。^[Adams, 1990, p.116] かくて、ブルターニュの地方三部会は、レンヌのデポ経費の補填を求める地方長官に、最

後まで抵抗したのである。

ラングドックについても前述したように、地方三部会は経費五〇千リーヴルを補填醸出することに、しぶしぶ同意したもののそれ以上の醸出には強く反撥した。そしてデボの有効性に疑問を投げかけていた。町や村をうろつく乞食の数はデボができて一向に減らない、デボは無駄ではないのか、と。そして別の乞食・流民対策を提案した。[Santucci, p.145]

経費負担を涉る地方議会は、このようにデボの有効性に疑問を呈していた。エックスでも、前述したように、地方三部会がデボ経費分担を頑なに拒んでいたが、それは、デボは不要だと判断したからである。そこで、一七七六年にチュルゴのデボ閉鎖の指示が出ると直ぐにそれに従った。そしてこの高等法院は、デボが無くなり悪い輩が増えても住民は文句を云っていない、各教区は貧民に食事などを提供していたからだ、住民は怪しい人やトラブルを起こしそうな人々から解放されているのだと述べ、デボは不要だと説いた。驚くべきことにこの地方長官ド・ラ・トゥールも、一七七六年にベルティエ宛ての手紙に要旨次のように記した。一月以来乞食の逮捕を止め、収容者を解き放ちした。だが、乞食の数は驚く程には増えていないし、盗みも起きていない、只バスポートを携行していない者だけを逮捕している。と。[Paulre, p. 484]

ブルゴーニュには当初六つのデボが開設されたが、前述したように、経費膨張のために四デボが閉鎖され、シャロン・シユール・マルヌとブールの二カ所のデボだけが残った。ここの地方三部会は当初、地方住民の安全のためにデボは必要だと認めていたのだが、乞食・流民が一向に減らない現状を見て、一七七五年頃にはデボの有効性に疑問を呈し始めるのである。[Paulre, p. 484]

デポ批判の第二の論拠となったのはデポの「悪弊」である。フランス人歴史家が常用する『*les abus*』^{レザビュ}は多義的で諸々の「悪習・悪弊」と「職権濫用」を含む。職権濫用の事例で批判が集中したのは、マレシヨセが通達や実施要領を無視して見境なく流浪貧民を逮捕・連行したことである。住所確定の貧民は教区内で自家から半径二里以内であれば、物乞いを許されていたが、マレシヨセは確認もせず、物乞い貧民を悉く捕捉したのである。ラングドックの地方長官は、一七八一年にネッケル宛の手紙で、「マレシヨセはオルドナンスを殆ど遵守せずに手当たり次第に乞食を逮捕している。山岳地帯から平地に出稼ぎに來た者、しかも市が発行した証明書を携行している者ですら、逮捕・拘留して、本物の流民や職業乞食と一緒に閉じ込めている。」と報告している。^[Paultre, p.496]尤もこれはマレシヨセだけの非ではなかった。歴代の財務総監は、しばしば地方長官を通じてマレシヨセ中隊長に、乞食の悉皆逮捕を指示していたからである。さらに興味深いことには、陸軍卿が地方長官に相談なしに、マレシヨセに同趣旨の命令を出していた。街道を放浪する貧民のなかに、脱走兵がかなりの程度混じっていたからである。

職権濫用にはこの行政に携わる職員などの金銭授受もあった。マレシヨセが逮捕・連行に際して、袖の下を貰って手心を加える、デポの管理人が小金を貰って収容者に便宜をはかる、請負業者が管理人と組んで経費のピンハネをする等である。

「悪弊・悪習」のカテゴリイで問題視されたのは、一つは前記の収容者のデポへの長距離移送であった。それはマレシヨセに多大な重荷を負わせただけでなく、移送される逮捕者の健康を損なう暴挙だったからである。⁽⁴²⁾

二つ目は、デポにおける「味噌も糞も一緒」の状態だった。男女の区別はあったが、多種多様な不幸な人々が

同じ空間に雑居していたから、「墮落の感染」が懸念された。若い娘が、悪い生活に馴染んだ年増の女と一緒に暮らすうちに悪に染まる、若い青年が「札付きの悪」^{ワル}から悪事を教え込まれる、つまり「朱に交われば赤くなる」の心配である。ラングドックの地方長官は、「デポにいる間に、自営農は乞食になり、家族の母親は娼婦になり、老人は何の救いもなく、平穩もなく不幸な人生を終える。」とシニカルに語った。[Sanucci, p.167] つまりデポは風紀紊乱の一元凶だという見解だった。

チュルゴの実験とブリエンヌの改革構想

一七七四年五月ルイ一五世が天然痘で急死すると、その後を襲ったのは、国王の孫、二十歳のルイ一六世だった。政治的に未熟な国王の指南役として復活したのは、老練な政治家モールパ伯である。かれは閣僚人事の一新と高等法院の復活を若き王に進言するだが、この機会に一躍政治の檜舞台に登場することになったのが、前パリ商人頭（パリ市長）の息子で、リモージュの地方長官を務めていたチュルゴである。⁽⁴³⁾

一七七四年八月に財務総監に登用される前に、かれは国王に次の如く直言した。「あなたが、あなたの追従者たちにお配りしているカネは、どこから来ているのか考える必要があります。カネを奪い取られる人々の困窮を想像せねばなりません。私は国王の寵愛を懇願している人々から恐れられ、憎まれるかもしれません。」と。国王はこの愚直な率直さと公衆を思う気持ちに魅了され、財務総監職を任せた。[Perrin, p.1015]

チュルゴは、前任者ベルタンの路線をより徹底し、政治・経済・社会の分野における構造改革を目指した。財政政策では、国債発行の中止、ターユの税率改善と簡素化、その政府国庫への納入、宮廷費の削減などであり、

経済政策では重農主義者らがかねてより主張していた「穀物取引の自由化」である。

穀物取引の自由化は、一七七四年九月に決定され、高等法院の反対ものかわ実行に移された。ところが折悪しく、この年は穀物凶作でパン価格は値上がりしていた。事態をさらに悪化させたのは、穀物取引の自由化で打撃を蒙る投機業者が、小麦を退蔵したことである。このため、七五年春から秋にかけて穀物・パン価格は高騰し、各地で民衆の食糧暴動が起きた。これが「小麦粉戦争 *guerre de farine*」と云われる事件である。ヴォルテールやミロメニルら啓蒙主義哲学者らはジェズイットの陰謀ではないかと疑い、チュルゴも同調し、パリにビロン元帥の軍隊を集結させ、民衆蜂起を力で弾圧した。これがかれの蹟きの第一歩になったと思われる。これを見たかれの敵対勢力はリベラル思想の危険を国王に訴え始めるのである。

それでもチュルゴはひるまず、翌七六年一月には六つの王令を準備した。これこそが構造改革の基本となるべきものだった。本稿との関連で重要なのは、「国王道路賦役 *corvée*」の廃止と「労働の自由」である。国王道路賦役は農民に重い負担を課していたからこれを廃止し、代わりに道路普請の従事者には賃銀を支払う制度に変える。賃銀の原資は、土地所有者への課税で、それが橋梁・道路局の予算に繰り入れられ、道路補修に従事した農民らに支払われる仕組みである。これはかれがリモージュの地方長官時代に実施していたものだった。

「労働（営業）の自由」を確立するためには、その障碍物を除去する必要がある。すなわち、ギルド（同業組合）、とりわけ宣誓ギルドの廃止、親方・徒弟制の廃止である。⁽⁴⁴⁾これにより個人は己の意思と責任で職業を選び、企業を興し、物を生産し販売することができる、あるいは己の労働力を売って賃銀を得ることができる、特権を廃した自由な競争は経済活動を活発化し一国の富を増進する、という構想だった。

ところが、この二つは既得権者の猛反撥を惹き起こした。農村在住の貴族・領主らは、国王賦役のために課税されることに憤慨し激しく抗議した。都市においては、商工業ギルドの親方層や宣誓ギルドの幹部が、伝統的権利の侵害に激しく反撥したのである。国王は親臨法廷を設けて、七十六年三月に高等法院に登録を強要したのだが、後にチュルゴの更迭と共にこの制度改革もご破算となった⁽⁴⁵⁾。

さて本稿のテーマに戻ろう。チュルゴはデボについては否定的な考えに傾いていく。かれがリモージュの地方長官に選任されたのは一七六一年だから、デボ開設の王令が施行される七年前である。かれはリモージュで実践すべき貧民対策の前提として、国王賦役の廃止を考えていた。国王道路の補修には失業した貧民を雇用し、賃銀を払うことで救済できるというアイデアだった。これが「慈善工房」と呼称された構想の一部である。

また、労働不能貧民の生活支援については、当初は領主や土地所有者の市民精神に信を置き、自発的な食料援助を期待していた。しかし、施し局は資金枯渇でほとんど機能せず、チュルゴを失望させた。[Adams, 1990, p.104] この経験からかれは、一方で経済活動の自由化を説く傍ら、経済不況のときには失業者には王権の直接的支援が必要との考えをもつに至った。

一七六八年以降、リムーザン総徴税管区にはリモージュとアングレームにデボが開設された。リモージュのデボには、不況で職を失った労働者や職人、不慮の災難で身体を壊した不幸な人々が閉じ込められていた。また凶暴な精神障害者も入っており、その暴力性を緩和するために、かれは咬み煙草を与えるよう指示も出している。一七七〇年の凶作によるパン価格の高騰の際には、近接の市場から穀物を輸入したり、オピタル・ジュネラルと交渉して、そこに蓄えられたライ麦やそら豆、ジャガイモをデボに供給させた。アングレームのデボには大量に

買い付けたコメを供給し、逆にこのデポが貯蔵しているライ麦を、その地の市場に放出した。そして、小麦価格が低落するまで、困窮ゆえに物乞いせざるを得ない貧民を逮捕しないよう、マレシヨセに指示した。

リモージュのデポも衛生条件は良くはなく、七二年には疫病で収容者の三分の一が死亡したという。またこの頃、チュルゴは小麦の播種時期に収容者が一時的に退所することを認めていた。このようにかれは救貧という観点から、デポの有効性に懐疑的になっていた。チュルゴが提唱した「慈善工房 *atelier de charité*」は、労働可能な女性貧民には紡績や織布などの仕事を、男性貧民には道路や運河の開鑿・補修の仕事を提供するという構想だった。

一七七四年八月、チュルゴは財務総監に就任すると、リモージュでの経験を踏まえて、救貧施策を実施するために、まず慈善的資源がどのくらい現存するのか、全国調査を指示した。つまり各教区の慈善団体、オテル・デュ、オピタル・ジェネラル、食料配布団体、施し団体、病者や貧民の慰安団体、さらに監獄の存在にまで調査を広げた。とくに聖職者もつ慈善資源には大きな期待を寄せていた。そしてこの貧民・貧困問題の包括的政策の検討を、ロメニイ・ド・ブリエンヌを座長とする委員会に委ねた。かれはソルボンヌ以来の友人であり、トゥルーズの大司教であった。（後述）

他方、デポについては、これまでの政策は優先順位を間違えていたと反省する。すなわち、労働不能者の生活支援と健康面での手当てをまず為すべきなのに、流民の逮捕と拘留を優先したと批判する。乞食の根絶は不可能だと現実的な認識を踏まえて、次のように述べる。「物乞いは犯罪行為と見なされない限り、貧窮ゆえに生きるためには物乞いせざるを得ない限りにおいて、さらに労働不能貧民には救済が、労働可能貧民には適当な仕事を

用意する施策が採られない限り、この行為を禁止することは正しくない。」と。[Adams, 1990, p.131]

こうした認識に基づいて、チュルゴは一七七五年三月に、まず、マレショセによる逮捕は流民だけに留め、「住所確定の乞食 mendians domiciliés」の逮捕は中止するように、地方長官に指示した。さらに驚くべきことに、デポに拘留されている貧民の漸次釈放と、デポの閉鎖を指示したのである。但し、サン・ドニなど全国に五デポだけを残し、これを「懲治監」として、犯罪の恐れのある危険な乞食・流民を閉じ込めよと命じたのである。経費負担に苦勞していた地方のデポは、これ幸いと閉鎖するものが続出した。

ところが、チュルゴの自由主義的改革を快く思わない政府高官や貴族らは一斉に反撥した、デポが閉鎖され、拘留されている乞食・流民を釈放すれば、治安悪化を招くことは必定だと声高に叫んだのである。こうして七六年にチュルゴは財務総監職を解任されてしまった。かれの後任の財務総監はこの施策を撤回し、一旦閉じたデポを再開させたのである。チュルゴの斬新かつリベラルな構造改革は、二年足らずで頓挫してしまった。まさしく「幕間劇 *internède*」であった。

さて最後に、チュルゴが諮問した委員会の座長、ロメニイ・ド・ブリエンヌ⁽⁴⁶⁾の貧民・貧困問題の包括的政策構想を簡潔に紹介しておこう。この報告は極秘扱いの上、またチュルゴが苦境に立たされていたために、公になることはなく、もちろん実施されることもなかったのだが、革命期の乞食委員会の提言にも継承される内容を含んでいた。

チュルゴの諮問を受けたブリエンヌは、ベルティエからデポに関する資料を取り寄せ、各地のデポの実態や地方長官の考えなどを理解した。かれはこれらの知見とラングドックでの経験を踏まえて、乞食・流民問題のある

べき処方箋を提案した。⁽⁴⁷⁾

ブリエンヌは従来の乞食の二分法、つまり「身体壮健な乞食 *mendiant valide*」と「身体虚弱な乞食 *mendiant invalide*」という分け方に疑問を呈す。誰がそれを判断し決定するのか、前者が労働可能で、後者は労働不能と決めつけてよいのかと問う。これに代えて、かれは「真実の必要性」と云う基準を説く。つまり「物乞いする以外に生きる術をもたない」貧民とそうでない貧民、つまり職業乞食である。前者は合法的であり、後者は非合法であり取り締まるべきだという。これに関連して、かれは「喜捨、施し *aumône*」を禁止するのは不当だ、それは「宗教と人道主義の観点からは賞賛すべきことだ」と云う。[Thuilier (Brienne), pp.22-23] そして証明書 *certificat* の発行を勧める。これを旅行者や行商人、乞食に携行することを義務付け、これを携行していない者が流民、もしくは職業乞食だと定義する。そして具体的には、居住地から一里以内での物乞いは、社会に不安を与えることはないとして容認する。その範囲を超えたときには証明書を携行すべしと云う。

ブリエンヌの主張は、一六五六年以来連綿と発布された王令の根幹を否定するものだった。繰り返すが、一連の王令は、住民による「手ずからの施し」喜捨」を禁じ、違反者を処罰すると布令したのだ。ところがブリエンヌは前章で述べた貧民の「生存の技法」としての物乞いを認めるのである。さらにブリエンヌは同時に警告する、公的支援が個人による救済行為にとって代わってはいけない、ある節度をもって支援するのが好い、と述べ、その観点からオピタル・ジェネラルを批判する。それは怠惰を助長していると。

かれは、生きるために止むを得ず物乞いする貧民には寛大だが、職業乞食や流民には厳しく、強制労働三年間、再犯者には終身労働を課すべきだという。「それだけがこの魅力的で不幸な職業への唯一のブレーキなのだ」

と説く。

ブリエンヌは、物乞いを予防するために、貧民に仕事を提供することが必要だとして、臨時の、あるいは恒常的な工房を政府が造るように提案している。具体的には女性のための紡織作業所や、男性貧民には道路補修など公共土木事業を提供し、本人とその家族を養うに足る賃銀を保証すべきだという。この観点から国王賦役は廃止すべきだと主張する。これはまさしくチュルゴの改革と符合する提案だった。

病者貧民の処遇をブリエンヌは二つに分けて説いている。一は一時的な病者で、これは昔からあちこちに建てられたオテル・デユや慈善の家が手当てをしてきた。しかし、そこに全ての病者を詰め込んできたのは間違いだった。「空気が伝染病^{コンタジオン}の第一の運び屋だということ、そして、清潔、衛生が最初の治療法であることに想到しなかったためである。」と述べる。[Thullier (Brienne), p.46] ブリエンヌも当時の医師たちと同じく、病気の原因として瘴気を考えていたことが判る。それはともかく、かれは結論として、病者を一カ所に集めるよりも分散させること、できれば自宅での療養が好いと云う。「貧民に尋ねてみよ、彼らは、オピタルを死が待ち構えている所と恐れている。反対に、在宅で受ける救済こそが本当の救済だとみなしている、と云うだろう。」[Thullier (Brienne), p.49] したがって、都市では小さな行政単位に分けて、手足となる在宅ケアのスタッフを配置することが望ましいという。

ブリエンヌはもう一つの病者カテゴリーを「習慣性の心身障碍者 *infirmes habituelles*」と呼び、精神障碍者、てんかん患者、盲人、身体障碍者、高齢者を挙げている。身体障害者や高齢者は必ずしもオピタルや施設に入れる必要はない、在宅で支援をうけるのが好い、経費も安上がりだし、家族の献身も受けられるからだ、と云う。

そして公的支援を受けている者は、物乞いを止めねばならない、と述べる。但し、ブリエンヌは、精神障害者でてんかん患者は、特別なオピタルを造り収容する必要があるという。[Thullier (Brienne), p.53]

ブリエンヌは、本稿で縷々述べたような、オピタル・ジェネラルやデポにおける居住・衛生条件の劣悪さや非人道的な処遇を熟知していたに違いない。だからこそ右に見たように、在宅救済を是としたのだろうと思われる。

次に捨子・孤児の処遇について、ブリエンヌは、現行法は子どもの保護になっていないと批判するのだが、興味深いのは母親の保護に力点が置かれていることだ。子どもを死なせた母親を死刑に処する制度や、未婚の母が妊娠したことを判事に届ける制度は馬鹿げているし、オピタルなどが、預かっている子どもの経費を負担させようと、父親捜しをすることは適切ではない、と述べる。未婚の母が安心して子どもを出産できる仕組みをつくるべきだと云う。「娘が自らの意思で己の過ちと困窮を告白に来たなら、判事や監督官は彼女のために隠れ家を用意し、名前も明かさずに密かに出産できるように配慮すべきだし、その子は母親の手から引き取り保護すべきだ。」と述べる。[Thullier (Brienne), p.43] あるいは、農村にも捨子養育院を造り、修道女らが造った回転籠を設けるべしとも云う。

だが、ブリエンヌは、捨子を農村の乳母に預ける態勢の弊害には注意を払っていない。「子どもは一定の年齢に達し、自ら口に糊することができるとまで、直ちに農村の乳母の許に預けるべきだ。」と云う。前述したように、捨子養育院やオピタル・ジェネラルは、ブリエンヌが云うように、生後間もない乳児を、すぐに遠隔地の農村の乳母にカネを払って預けていた。しかし、その結果はどうだったか。乳幼児の大半は数年のうちに乳母の許で命を落としたのである。この現実をブリエンヌは知らなかったのだろうか。私には、フランスのインテリジェント

は、未婚の母の名誉には配慮を示すが、捨子の運命には冷淡な態度をとったように見える。⁽⁴⁸⁾

この改革案の最後に、ブリエンヌは公的救済の仕組みを提唱している。教会のヒエラルキーを準用して、教区に「貧民局 *bureaux des pauvres*」を設置し、それらを統轄する貧民総局 *bureau général* を各司教区に設置する。貧民局は地元の判事、司祭、領主と選出された代表から成り、定期的に会議を開いて貧民行政を担う。例えば、救済を申請した貧民が労働可能か否か、どのような救済を受けるべきか、などを審査し、その決定を教区住民に張り紙で知らせる等である。

以上がブリエンヌの貧民・貧困問題への包括的政策案の概要である。この草案は一七七五年十月、トゥリュデーヌ卿のフォンテーヌブロー城で開かれた会合で開陳された。この会合はチュルゴが司会を務め、ベルティエ、マルゼルブ、アルベールなども参加していた。会議のメンバーの多くはブリエンヌ報告に賛意を表し、デポに批判的な意見を表明したが、独りベルティエは防戦に努めたという。[Adams, 1990, p.72] しかし前述したが、この時すでにチュルゴは食糧暴動を力で抑え込むなどしたために輿論の反撥を招いており、リベラル改革に反対する既得権者の指弾を受けていた。こうした政治情勢下では、ブリエンヌ改革構想は陽の目を見ることはできなかった。

7. モンリノのデポ改革

財務総監ネッケルは、スワソンの地方長官ル・ペルティエの推薦を受けて、一七八一年に司祭モンリノをスワソン・デポの監督官に起用した。⁽⁴⁹⁾ 彼ら三人は、チュルゴの自由主義的改革に共感して、懲治監と堕していたデポ

を改善しようと努めた。その意味ではブリエンヌの改革構想の系譜を引き、デポ政策の統括責任者ベルティエへのあからさまな反抗であった。

モンリノは監督官として着任すると、直ぐにデポの居住条件の改善に着手した。スワソンのデポは前述したように、昔の安宿を転用したもののだが、それは不潔極まりないので、「どんな鈍感な人間をも怖気づかせる程だった。」かれはこれを徹底的に改造し、家具など調度品を新調し、内部を消毒し、麦藁のマットレスをよく乾燥させた苔に替えた。それが安価で健康的だったからだという。寝具類や着物も新品なものに替えた。衣服の生地は綿から羊毛に変え、定期的な洗濯を指示した。さらに換気扇を導入し、部屋の臭気を排気した。

モンリノの戦略は「泥水のような放蕩生活と無為のなかにいる個人に、新鮮な空気と仕事を与えること、そして敢えて云うなら、機械のゼンマイを巻き戻すこと」だった。[Thullier (Montnot), 1989, p.25] つまり、デポの入所者を社会から抹殺するのではなく、ひとりの人間として遇し、健康を回復させ、できれば社会に復帰させようとしたのである。このような居住条件の改善が功を奏して、デポでの発病率は減少し、とくに風土病と化していた皮膚病は劇的に減少したという。[Adams, 1990, p.195]

スワソンのデポには前述したように、実にさまざまな社会的に恵まれない人々が入所していた。「王令に従って逮捕された乞食や流民とその子どもたち、男女の精神障害者、痴呆者、人を怖がらせる程に醜い容貌の *défigurés*、王の封印状により閉じ込められた人々、避難所もなく、どここの慈善施設も受け容れてくれない妊娠した娘たち、そして当然の如くこれらの群衆のなかの病者たち」である。

モンリノはこれらの人々を注意深く観察している。例えば、精神障害者の女性が多いことの理由を、女たちは故

郷を減多に出ないし、とくに子どもをもつ寡婦の独り暮らしは、極度の貧困をもたらすだけでなく、脳の神経を損なうような障碍を起こす、と推測する。そして精神障碍者を地下牢や隔離小舎に入れることは間違いだと言う。

[Thullier (Montinot), 1989, p.25] 極度の貧窮と精神障碍との関連性云々には疑問が残るが、その患者を隔離小舎や地下牢に入れて、大きな精神的ストレスをかけていた慣習を止めさせたのは、かれの先見の明だろう。ピネルがビセートル館やサルペトリエール館で試みることを、一〇年近く前にスワソンのデポで験したのである。

モンリノはデポ内に医務室を設け外科医を常駐させた。ここでは当初、收容者の三分の一が病者だったが、「病者には必要なものを、細心の注意を払って与えた。外科医は病者を風通しの良い部屋に移し、ベッドに一人だけ寝せるようにした。

「整頓と清潔を打ち立てた後に、まるで魔法をかけたように病氣と死亡が止んだ。これが私を慰める出来事だった。」と、やや誇張気味に述懐している。(50) [Thullier (Montinot), 1989, p.27]

モンリノが「乞食^デ收容所^ホ」を「労働の家」という名称に変えたことに明示されるように、スワソンのデポでは健康な收容者には仕事を与え、対価として賃銀を与えた。かれは、「貧しき者の健康を回復させるためには、そして働いて賃銀を得る欲求を喚起させるためには、何ものも惜しんではならない。貧しく財産のない者には、賃仕事^デが唯一の世襲財産なのだからだ。」と述べている。こうして女性の入所者には、織布、裁縫、編み物などの織関係の仕事が、男性にはサン・ゴバン社から委託されたガラス研磨の仕事と織布の仕事が与えられた。このため地方長官ル・ペルティエの計らいで、デポの敷地内に工房が設けられた。

研磨作業には外部の親方が招聘され、恰も親方・徒弟制のような労働編成と賃銀分配がなされた。男性入所者

は親方の指示の下、徒弟の如くガラス研磨作業をなし、その成果が検査に合格すれば、その出来栄えなどが勘案され、出来高に応じて賃銀が支払われた。親方は徒弟の仕事ぶりなどが気に入らなければ解雇でき、解雇された徒弟は、別の親方を探さねばならなかった。モンリノや地方長官でも容喙できないこの方式は、徒弟、すなわち入所者たちの競争心と意欲を刺激するためのものだった。仲間からの叱責や軽蔑を受けたくなければ、そして労働の対価が欲しければ、せつせと仕事に励むことになるだろう、とモンリノは考えた。[Thullier (Montinot), 1989, p.38]

デポ側は利益から原材料費や道具の補修費などを控除し、入所者にはサン・ゴバン社の賃銀表に従って賃銀が支払われた。その平均月額は一五リール程度になったというから、貧民には素晴らしいご褒美だった。もちろん初心者はこれ程には稼げないが、それでも一日おきにチーズや肉が食べられ、ビールも飲める程の稼ぎだという。

織布仕事の入所者もガラス研磨工と同じように賃銀が支払われた。但し、この作業の単価は、一オーヌ当たり二・五ソルと安価だったので、デポ当局はここからは控除しなかった。平均的な入所者は一日三オーヌの織布が製造できたというから、一ヵ月では凡そ七〜八リール程度の稼ぎになった。造られた丈夫な麻布や布地はすべてデポで使われた。女性の亜麻や羊毛の紡糸、棒^{カセ}上げ、靴下編み仕事などの賃銀は、男性よりも低い水準に設定されていた。[Thullier (Montinot), 1989, p.39]

モンリノはデポの入所者を「自由な労働者」として遇し、労働に対する対価をきちんと支払うことで、彼らがすすんで労働に勤しむように誘導した。オピタル・ジエネラルや一部のデポでなされている半ば強制的で無償の労働はここでは退けられ、逆に怠け者には、工房で働くことを許さずパンと水だけの食事、という仕置きに変え

られた。⁽⁵⁾ かれの戦略は、入所者の自尊心、自発性、向上心を刺戟し引き出すことだった。これは大袈裟に云うなら、「貧民観のコペルニクスの転換」と云えるかもしれない。人間は外部の命令で牛馬の如く強制的に働かされるときには、労働は苦役にしか感じられないが、己と己の家族のために自発的に働くとき、しかも何らかの報酬が得られるときには、それは苦痛ではなく喜びとなる。さらに面白いのは、モンリノが労働者に、己の労働によって稼いだ賃銀を、自由に使う喜びを味わわせようとしたことである。「消費の愉しみは翻ってすべての裕さをもたらず。」と考えたのである。

このようなモンリノのデポ改革は、王権の乞食・流民政策とは相容れないものだったから、やがて強い反撥を招いた。ネッケルの後継財務総監たち、なかでもカロンスはモンリノの所業に不快感を表明した。かれは「乞食收容所」を「労働の家」と名称変更したことに憤慨した。国王は乞食を收容するためにデポを設けたのであって、オピタルや慈善施設をつくる意図はない、そこに貧民が自発的に入所することは許されない、モンリノのデポは監獄ではないので、人々に恐怖心を起こさせない、と苦言を呈した。そしてスワソンの地方長官ル・ペルティエに、かれを監視し、やがてはその職から追放するように勧めた。

しかし、モンリノの思想と方針に共感し、その実績を高く評価しているル・ペルティエは、スワソン・デポの三年間の輝かしい実績をカロンスに示してモンリノを弁護した。「法により社会から排除されている人々にも、判決の執行がなされるその時まで、人間的なケアが与えられなくてよい人はいないのです。」と反論した。しかし人道主義のこの地方長官も一七八四年には離任してしまった。[Adams, 1990, p.199]

モンリノの貧民観

スワソン・デポにおける人道主義は、モンリノの貧民観に由来するものだった。かれはスワソン・デポの監督官としての五年間の経験を踏まえて、一七八六年に『乞食論 *Essai sur la mendicité*』を著した。これはブリエンヌの乞食擁護論の系譜をひくものだが、ブリエンヌより一層貧民の生きざまに理解と共感を示すものだった。以下簡単にかれの貧民観を紹介しよう。

モンリノは「ヨーロッパのどの国も、乞食を根絶すると広言してはならない。なぜならそれは絶えず再生し、大きな社会制度のなかにしっかりと根を下ろしているからだ。フランスには、明日の喰い扶持をどこに探したらよいかも分からぬ人々が四〇〇万人もいるが、それらの人々を管理するなどと言うのは、慈善のいかさまである。」と云う。[Montino, p.2] こうした人々が物乞いするのは、生きるための手立てであり、「決して他人が咎めだてするような怠惰な生活を送るためではない。」と物乞い行為を認める。[Montino, p.5]

当時の庶民は、だいたい五〇歳前後になると長年の労働により、体力が衰え何らかの病気に罹り、己の力で生活の資を稼ぐのが難しくなる。モンリノはそうした民衆の声を代弁する。

「三〇年間の労働のあとに、あなた方は私に何をくれるというのか。恐らくは施しのパンであろう。何という不幸せ、私は長生きしすぎた。あなた方は私を暢気ものだと言める。〈中略〉あなた方はちよつとした事故が起きて、不満は聞き入れられ、年金や恩恵があなたの甘い生活を保障してくれる。では、私はどうか。私がその日の糧を得るために、遠くまで物乞いに出かけても、世間の人は私を危険な人間と見なして閉じ込める。」

[Montino, p.3]

「貧民をよく知っている人々は、いつでも乞食と怠惰を結び付けて語る。四五歳ないし五〇歳になって身体に大きな変化を覚えない人はいない。その頃には重大な病気が生じ、死の萌芽が^{ジェルム}多かれ少なかれ力強く育っている。こうした状況は裕に生きている人々にも共通なのだが、衣食に恵まれず、手当も良くない日雇労働者が、虚弱な年齢になっても、健康で頑健な身体をもっているなどと、どうして云えようか。」

その日暮らしがやつの貧民は、長年の労働で五〇歳に届くころには体に失調を来してくる。それがこの当時の通例だった。生活の資を稼げなくなった貧民は「施し」に頼らざるを得ない。ところが何の不自由も感じない都会に住む文筆家や高位高官は、貧民のこの現実を知らずに、貧民には先見性がなく、老後の備えをしていない、他人の施しを受けて怠惰な生活を送っていると、異口同音に云う。これに対し、モンリノは反論する。さまざまな労働者や日雇農らは充分な賃銀を貰っていないのに、どうして蓄えができようか、彼らが働けなくなつて物乞いするのは、必要に迫られてするのであって、怠惰な生活をするためではない、と。[Montinot, p.4]

では王権が屋上屋を重ねるように法整備した、乞食・流民の閉じ込め政策を、モンリノはどう考えるのか。「地方政府 Administration は、物乞いは犯罪ではないという前提で、この厄介な仕事をしないようにしている。

ところが、王令は乞食をオピタル・ジェネラルやデポに收容して処罰する。国民の五分の一が物乞いする国において、このような法律を次から次へと制定することは馬鹿げている。」[Montinot, p.10]

モンリノは、オピタルが巨大化するのはいっ四世の治世、一六六七年以降だと云う。「この王は、それ以前の国王が不可能だと考えたすべての事柄をこの治世でなす、と豪語した。諸都市はこの王の要望に急ぎ応えようとオピタル・ジェネラルを造った。貧民は大挙してそこに押しかけた。ところが熱狂が冷め、再び窮迫がきて貧

民が押しかけると、オピタルは希望する貧民を收容しきれずにその門戸を閉じた。」という。

そしてオピタル・ジエネラルはどこでも賢い規則を作った。それらの規則には共通する二つの特徴があった。

一は、地方のオピタル・ジエネラルでは入所の権利は市中に住む住民に限られたこと、二は、「一般的憐憫 *commiseration générale*」とも呼ぶべきもので、老齡者、婦人、子どもを同じ体制の下に置いたことである。「ただパリのオピタル・ジエネラルを除いて、慈善のシスターらの優しさや、過ちを赦す寛大さは、このアジルから性病患者、男女の精神障碍者、容貌怪異の人、てんかん患者、流民、妊娠している娘らを遠ざけた。」と語る。そして、オピタル・ジエネラルが過度の負担を理由に拒んだこれらの人々を受け容れるべく開設されたのがデポである、と結論付ける。[Montinoq, p.26]

モンリノの右の説明に誤りがあるとすれば、デポ開設の理由と目的である。一七六四年王令の直接の標的は乞食・流民であり、その閉じ込めによる懲罰、つまり禁錮刑やガレー漕役刑だった。確かに前述したように、地方のデポが性病患者、精神障碍者、てんかん患者、娼婦、脱走兵などを受け容れたことは事実である。だが、それは地方の現実的な要請に従った結果だったのであり、初めからこの種の不幸な人々を受け容れるつもりはなかった。すなわち、王権にしてみれば、それは一七六四年王令からの逸脱行為だった。

それはさておき、モンリノは、王権はいつも同じ愚を犯すと批判する。弾圧を強めれば犯罪は減ると云う思い込みだ。すなわち、デポを造り、法を遵守しない乞食・流民を監禁すれば、彼らは二度と物乞い放浪をしないだろう、その予備軍も処罰を恐れて物乞いを思い留めるだろう、との思惑である。

この批判は誠に正鵠を射ており、私の見方と同じである。ラヴェルディにしろ、ジョリ・ド・フリユリイにし

ろ、ベルティエにしろ、政府高官は貧民の生活と労働の実態に疎く、その心性に余りにも無知であった。もっと言えば、人間そのものの理解に誤りがあった。彼らに共通するのは「庶民は強制や命令で動く」という思い込みだった。モンリノは、スワソンの地で貧農の暮らしを実際に見て、高位高官の独善的貧民観から自由になったのだらう。⁽⁵²⁾

善良な農民や職人の物乞い行為を容認するモンリノだが、危険な流民や職業乞食については厳しい取り締まりと処罰を勧めている。「実際、この老人たちの群れ、手足に障碍をもち、切断された手足の人々が、施しや一夜の宿を乞う程怖いものはなからう。蝗の大群の如き彼らは、勤勉な者たちの食糧を貪り食う。」[Montinot, p.18] 職業乞食や流民は、住民に不安を与え街の治安を脅かす犯罪行為であり、マレシヨセは嚴重に取り締まる必要があると云う。そしてマレシヨセが尋問すべき項目などを挙げている。

モンリノは、この種の乞食・流民を矯正社会に復帰させるのは難しいと考えているようだ。なぜなら彼らの性情が羊飼いに似ているからだ。彼らは自由な空気を好み、大した努力もせずに食料を得ることができる。将来を案ずることもなく、気儘な牧歌的な生活を好むからだ、という。[Montinot, p.22]

それゆえこれまで王権が採ってきた対策は効果がないと云う。つまり彼らを生まれ故郷に戻す措置は、困難をいつそう増幅するだけで何の解決にもならなかった。また所払い、ガレー船漕役刑、期限付きの禁錮刑も効果がなかった。それは政策立案者や高位高官が彼らの性情を知らなかったからだという。彼らは怠け者だが従順だから、慈善工房やあれこれのつまらぬ仕事にも容易に食いつくと考えたが、これが間違いだとモンリノは云う。というのは、彼らは施しで生きているのではなく、また安値でその腕を貸すこともしない、日雇農のように低賃銀

で定着させることも難しい、キマイラ chimère 如きものだ、と語る。[Montinot, p.24]

ではどんな対策があるか、モンリノは武器を携行したマレシヨセがこれらの流民を捕らえ、宏大な荒蕪地への放逐を提案する。「もし政府がこれらの女たち、いかに放蕩であれまだ更生の能力を失っていない女たちから、何らかの利益を引き出したいのなら、また財産をもたない流民の男たちを、全体の利益に役立つ方向に導きたいのであれば、彼らに自由に動き回れる宏大な土地を与えねばならない。もはやこの世をうるさく悩ますことができないと知れば、彼らはやがて風俗を改めるであろう。」と述べる。[Montinot, p.25] モンリノは恐らく北米か西アフリカ植民地への移送を考えていたのではないかと思われる。この論文が公刊された一七八六年はまさに革命前夜であり、ルフエーブルの云う「大恐怖」に怯えているときであつたから、モンリノの提言はそうした時代思潮を色濃く反映していたと思われる。

結びにかえて

アンシアン・レジーム末期に四半世紀の歴史を刻んだ乞食収容所は、ルイ一四世以降採られた乞食・流民の根絶政策の謂わば「総仕上げ」だった。一七六四年の王令は、一七二四年王令の不首尾を反省し、王権が確かにその機構を動員して、オピタル・ジェネラルでは処遇しきれなかった「身体壮健な乞食・流民」を捕捉しデポに監禁し、懲罰と矯正により、物乞いと放浪の再犯を防ぐ狙いだった。したがって各地に開設されたデポは、オピタル・ジェネラルよりもいっそう抑圧的であり、酷い処遇だった。黒パンと水と少々野菜だけの食事、大きめの

ベッドに四人の同衾、大部屋に老いも若きも、病者も健康者も一緒くたの雑居状態、外部の委託業者による仕事への「只働き」、身体に不調を来しても施されない医療ケアの欠如、デボはまさしく懲治監だった。その結果、病弱者だけではなく、青壮年の入所者も精神的にも肉体的にも衰弱して、デボで亡くなる者が後を絶たなかった。

しかし、王権の目論見はすぐに破綻した。デボの主たる標的は、身体壮健なる貧民・乞食だったのに、実にさまざまな社会的に不遇の人々、すなわち夫をなくした（捨てられた）寡婦、広義の精神障害者、性病患者、多様な病者や身体障害者、労働不能となった高齢者、そして娼婦や脱走兵、戦争捕虜、脱獄者などがデボに入れられた。この事実は、ベルティエなど政府高官の再三にわたる忠告にもかかわらず、デボがオピタル・ジェネラル化したことを示している。デボは、その地の共同体が厄介視し、処遇に困惑する弱者を受け容れたのである。つまりデボは、王権の意図とは離れて、地元社会の現実的要請に応えたのである。その意味ではデボはオピタル・ジェネラルの「別院」として機能したと云える。しかもその処遇はオピタル・ジェネラルより、いっそう苛烈で、入所者の五分の一が命を落としたのである。

革命前後には、このようなデボ体制に懐疑的な目を向けるインテリジェンスが現れた。チュルゴとその友人ブリエンヌであり、モンリノである。本稿のテーマとの関連でとくに重視すべきは、チュルゴが提起した「労働（営業）の自由」と国王賦役の廃止である。とくに「労働（営業）の自由」こそは、王権が誤って貧民の怠惰を非難したことへの切り札的回答になるべきものだった。なぜなら移動する貧民はパンと同時に、「食ってゆける仕事」を探し求めているからである。しかし、ギルド、なかならず宣誓ギルドに属する商工業者は、チュルゴの提言に猛反撥してこれを撤回させた⁽⁵³⁾。また、国王賦役を廃止し、国王道路の普請を身体壮健な失業者にやらせ賃銀を支

払うという「慈善工房」構想も、領主や土地所有者の反対でつぶされた。チュルゴは、何らのプログラムもなしに壮健貧民を閉じ込めるデポには批判的だったから、その閉鎖と収容者の漸次釈放を地方長官に指示したのだが、これまた、後任の財務総監により撤回された。

チュルゴの友人ブリエンヌもまた王権の乞食・流民施策を根底的に批判し、新たな処方箋を提示した。かれは貧民を「労働可能性」により二分する考えを批判し、「物乞いする以外に生きる術をもたない貧民」の物乞い行為を容認した。そのことは、施しを与える個人の喜捨行為を、キリスト教徒の隣人愛の発露として認めることでもあった。だがかれは物乞いを推奨する訳ではなく、労働可能貧民には行政が適当な仕事を提供するのが好いという。この観点から国王賦役の廃止を主張するのはチュルゴと同じである。

貧民病者のケアについても、オピタルの瘴気が逆に病気を蔓延させているとの考えから、寧ろ在宅ケアを推奨している。但し、精神障害者としてんかん患者は特別なオピタルを設けるべきだと云う。また捨子・孤児については、その母親が安心して密かに出産できるように王権は配慮すべきだと云う。女性の名誉や人権を擁護するブリエンヌの主張は、その後のフランス社会に徐々に受け容れられてゆく。だが、未婚の母から生まれた赤子が農村の乳母に預けられ、大半が間もなく死んでゆく事実を、ブリエンヌが直視しなかったことは誠に残念である。

デポそのものあり方を劇的に変えようとしたのはモンリノだった。スワソンのデポ監督官に着任すると、まずその居住条件を改善し、病気の因となる瘴気を除去し、新鮮な空気を部屋に取り入れた。寝具や着衣の衛生にも気を配った。ここにも実に多様な不幸な貧民が入れられていたが、その人々にかれは愛情をもって接した。例えば精神障害者を隔離していた地下牢や隔離小舎を廃し、デポ内に外科医を常駐させ病者の診療に当たらせた。こ

うして皮膚病などの患者は減少し、デボ内死亡も減少した。

他方、モンリノは労働可能な貧民には仕事を与えその自立を促す戦略をとった。このため、デボを「労働の家」に名称変更する。かれは、オピタル・ジェネラルでやられた、半ば強制的な無償労働が働く者の自発性を損なっていると考え、仕事の出来高と出来栄に応じて賃銀を払う方式に変えた。こうして入所者の労働意欲と向上心を引き出したのである。入所者は人並みに稼いだ賃銀で、自由に物を買う消費の喜びも味わえるようになったという。かくてアンシアン・レژیム末期になって、スワソンの下層民衆は初めて「護民官」を見出したのである。

(1) フランス全体の人口増加と符節を合わせて、パリ市の人口も着実に増加した。一七〇九―一九年時に推定五万人を数えたが、四〇数年後の一七五二―六二年には五七万人に、さらに革命時には六五万人に達した。[Fierrot, p.279]

(2) フリュリイの意見書は「[Thullier, 2003] の付録に」Un mémoire de l'intendant Joly de Fleury (1759) として全文掲載されているので、本文のように注記した。後段のベルティエの意見書も同じくこの書物に掲載されている。

(3) この肝腎な箇所をアダムスは誤って理解し次のように記す。「住所確定の乞食は、流民よりも簡単に閉じ込められるという事実は、ル・トロヌが彼らを危険な『外国人部隊』と見なしていないことを示している。しかし、ル・トロヌの主張は一貫性を欠く。なぜなら、住所確定の乞食は、物乞いの理由を食料欠乏や失業のせいだと申し立てることが許されるからであり、他方、流民については、そのような緩和的事情を除外しているからだ。」[Adams, 1990, p.41]

アダムスの記述においては、ル・トロヌの云い分は全く矛盾もしていないし、一貫性も欠いていない。ル・トロヌは本文で示すように、「流民を目の敵にしているのに、「緊急避難」的な物乞いを認めているが故に、「首尾一貫性を欠く」のである。ところがアダムスは、流民は緊急避難的な物乞いも許されていない、と述べているのである。

アダムスの著作 *Bureaucrats and Beggars*, Oxford University Press, 1990 は、乞食収容所の歴史を主に官僚の意見書や交換書簡に依拠して書かれた優れた作品であり、本稿もかれの業績に負うところが多い。だが、話題は目まぐるしく変わり、あるテーマに収斂しない憾みがある。また前述の通り深読みが過ぎる箇所も散見される。

- (4) アダムスはル・トロヌの主張だとして次の如く引用している。「女性（の流民や労働可能な者）は懲治監 *maison de force* に閉じ込められるだろう。皮肉なことに、女性と他のガレー船漕役刑に適さない者のために『臨時に』造られた家は、後にデポに発展し、大多数の男女の乞食や流民に用いられるだろう。」と。[Adams, 1990, p.42] これは明らかに深読み、もしくは牽強附会の言ではないか、と思う。

- (5) スワソン *Soissons* はバリの北東約90 km に位置する小都市で、交通の要衝だったせいとか、近隣の農村地帯からの乞食流民が、この町周辺に屯していた。ここにもデポが開設され、モンリノ司祭がその監督官に就いて入所者の処遇改善に着手するのである。（後述）

- (6) クレマン・シャルル・フランソワ・ド・ラヴェルディ *Clément Charles François de Laverdy* (1723-1793) は、パリ高等法院評定官であったが、賢人の誉れ高くボンバドゥール夫人の寵を受けて財務総監に登用された。刑法・裁判制度などの改革を手掛けたが、ブルターニュにおける「シャロテ事件 [l'Affaire Chaloisais]」に連座した廉で、一七六八年に更迭された。その後革命の恐怖政治の吹き荒れるなかギロチンで処刑された。尚、名前の表記は、『パリ歴史事典』や『ペラン歴史事典』では、L'Averdy となっている。[Fierro, p.600] [Perrin, p.556]

ラ・シャロテ *La Chalotais* はレンヌ高等法院の主席検事で、ジェズイットのフランスからの追放に貢献した。その後ブルターニュ貴族らの特権を擁護して王権と対立したが、かれを陥れる匿名の手紙が国王に届き、国王封印状が出されて、ラ・シャロテはサン・マロに監禁された。だがそのことでかれは国王専制主義の犠牲者、殉教者として名を馳せ、バリだけでなく全土でかれの釈放を求める運動が起きた。国王は譲歩し、一七六六年親裁座を設けたが、そ

こでもかれは政府高官を激しく非難し、ためにサントに追放された。その後、一七六九年にレンヌ高等法院は再興され、ラ・シャロテもその主席検事職を回復した。これがシャロテ事件のあらましである。[Perrin, p.535]

- (7) ベルティエ・ド・ソヴィニ *Louis Berrier de Sauvigny* (Paris, 1737-1789) は、ペラン『フランス歴史事典』によれば、訴願審査官を経て、一七六八年にパリ総徴税管区の地方長官補佐となり、一七七六年には同地方長官に任命された。かれはこの職に精勤し、とくにその財政面での改革に貢献したが、一七八九年にパリで飢餓状態が生じた折、パリへの食糧を確保する手段を採ったので不人気となった。第三身分を傷めつけるために食糧を独占したと非難され、一七八九年七月に市庁舎前で多くの者と一緒に処刑された。[Perrin, p.95]

だが、本稿のテーマに引き寄せて注記すれば、ベルティエこそがデポ政策の実質的な統轄推進者であり、且つパリのサン・ドニ・デポの運営責任者でもあった。かれは後述のデポ内大量死亡の元凶と見なされ、下層民衆の怒りを買ひ、革命勃発直後に、右の如く非業の死を遂げたのである。

- (8) ベルティエは、「一七六四年以降の数年間に生じた事どもの覚書 *Mémoire expositive de ce qui s'est fait depuis 1764 et années suivantes*」の中で次のように述懐している。「高等法院が喜んで受け容れるように細心の注意を払ったのだが、彼らはその中味について協議することさえしなかった。」と。[Thuillier (Berrier), 2003, p.324] ベルティエ自身、この法案は曖昧な部分が多く、現場に多大な困難をもたらさだろうと予見していた。

- (9) この通達と実施要領も「[Thuillier, 2003, pp.356-363] に付録として、全文掲載されている。但し、その正確な発令日は不明だという。

- (10) 後者のカテゴリイは「単純乞食」とも記され、矯正可能と判断されデポに一カ月程度入れて矯正した後、釈放するのが望ましいと述べている。

- (11) [Paultre, pp.425-513] 但しポールトルも、全ての総徴税管区を取り上げている訳ではなく、オーシュやベルビニヤ

ン、ストラスブールなどは情報がないし、パリ総徴税管区についてはサン・ドニだけしか記していない。また「林信明、p.84」は、ポールトル著作の後半部分だけを纏めたもので、前半のパリやスワソン、トゥール、クレルモン、レンヌ、エックスなどの管区におけるデポ開設を云い落としている。

- (12) チュルゴは、フランス全土で五つのデポ・サン・ドニ、トゥール、ボルドー、プール・アン・プレス、シャロンーだけを残し、そこを犯罪者らを監禁する懲治監にする目算だった。そして他のデポはすべて閉鎖し、収容者を釈放せよと命じた。だがかれの失脚後、デポの幾つかは再開した。

- (13) オルレアン管区の地方長官補佐は、マレシヨセがとくにプロワで「かなり冷酷に」乞食・流民を逮捕したと伝えている。さらに地方長官も、都市住民総代へ通達を發し、「貧民護衛隊 *garde des pauvres* を組織し、共同体内で物乞いする貧民を捕らえよ」、¹⁾褒美に幹線道路での国王賦役の免除を与えることも考えている、と「乞食狩り」を督励した。[Paulire, p.454, 456]

- (14) 釈放率は表1では凡そ五八%、表2では五五%と算出される。

- (15) 死亡率が平均値を大きく上回る徴税管区は、ブルジュ四三%、ディジョン三八%、オルレアン三一%、レンヌ三〇%であり、逆に平均値を大きく下回る管区はアミアン九%、クレルモン一〇%、リール八%、リモージュ九%、ペルピニャン一〇%、スワソン八%、ヴァランシエンヌ九%などである。

- (16) 財務総監は通達や実施要領のなかで、デポ収容者を「囚人 *prisonnier*」と呼んで憚らなかつた。ラヴェルディなど政策立案者の構想は、デポは飽くまでも監獄、懲治監であつて、オピタル・ジエネラルになつてはならない、というものでつたから、それも当然だつたかもしれない。

- (17) フリュリイは、入所者には黒パン・五リーヴルと野菜を少しだけ与えれば充分だ、肉もブイヨンもワインも要らない。なぜなら王国の農民の過半は、そんなものを今まで口にしていないからだ、と豪語した。

(18) リモージュの地方長官だったチュルゴについては後述する。民衆の困窮に関心を寄せた地方長官は、他にカズ・ド・ラ・ボヴ *Caze de la Bove* や、ベルトラン・ド・モルヴィル *Bertrand de Molleville* が知られている。カズ・ド・ラ・ボヴはドーフィネの地方長官時代に、負担の重さに耐えかねて離農・離村する農民を見て、領主への貢租の減免を訴えたし、ブルターニュの地方長官となった一七七四年から八三年には、レンヌのデポ改善に取り組み、民家に長逗留し飲酒癖や放蕩に溺れた兵士や、捨子などをデポに収容させた。またマレシヨセによる恣意的な拘留を止めさせ、釈放のルールなどを定めたという。

またその後任のベルトラン・ド・モルヴィルも、デポの改革に取り組み、人事を刷新し、とくに子どもに手職をつけさせようと工房を造り、子どもが二千尺^{オィス}の布地が織れる程に熟達するまでは、デポから退所させなかった。さらに、デポの近くには織物工場を造り、デポで技術を習得した出所者を雇用した。またレンヌや地方の小都市には病者のための薬房を開いた。一七八五年に旱害に伴う深刻な民衆の困窮が出来した折には、失業者のために財務総監から三〇万リーヴルの資金を引き出して、慈善工房をいくつも造り仕事を与え、農民のためには王領林内における自由放牧を懇請して許可を得た。[Bordes, pp.65-70]

(19) ラングドックの地方長官補佐らは、地方長官とは違って、デポの有効性に異を唱えることはしなかった。また市民やとくに宗教団体が貧民へ施しをすることを望んでいた。教会や宗教団体こそが、その保有する財産を救貧事務局などに寄付すべきだと主張したという。[Santucci, p.167] 現場を知る地方長官補佐は、デポもオピタル・ジェネラル同様に救貧施設と捉えていたのではないかと思う。

(20) ノールには一七六八年と六九年に、ヴァランシエンヌ、リール、ダンケルクの三都市にデポが開設された。地方長官補佐はここでは地元の名士やオピタル・ジェネラルの理事の中から選ばれていたという。なお先回りして云えば、ダンケルクのデポはチュルゴの指示で一七七五年に閉鎖、ヴァランシエンヌのデポは同年に一旦閉鎖されたが、チュ

ルゴ失脚ののち、後継財務総監の指示で再開された。[Ryckebusch, p.256]

(21) それでもエックスのデポには、マレシヨセに逮捕拘留された乞食・流民が、一七六八年から七五年まで年間平均で五〇〇人ほど閉じ込められた。だが七五年にチュルゴのデポ閉鎖命令がでると、直ちに収容者全員が釈放された。

プロヴァンス最大の都市マルセイユにもデポの計画があったが、結局は開設されなかった。これも当地の三部会の根強い反対があったためという。マルセイユには前述のように、オピタル・ジェネラルが運営されていたが、三部会はその建設費用が三〇万リーヴルに昇ったこと、そしてオピタルの赤字基調が解消されていないこと、加えてオピタルは過密居住で臭気が漂う劣悪な居住環境であることを根拠に挙げて、新たなデポ開設に賛成しなかった。概して貧民の閉じ込め政策には懐疑的だったと云える。[Pauline, p.481]

(22) ある歴史家は「一七六八年当初八〇のデポが正式に存在したが、その数は七四年にチュルゴが財務総監に就任すると激減した」と記しているが [Péry, p.13]、これは明らかに誤りである。本稿に述べたように、また表1に記したように、チュルゴの財務総監就任以前に、地方都市のデポがあらかた姿を消したのである。残ったデポも、チュルゴの指示で一旦閉鎖されたが、かれが失脚すると後任の財務総監の命で、一年以内に再開される。こうして一七八〇年代には「一総徴税管区一デポ」の体制が確立した。

尤もデポ閉鎖の理由がすべて経費負担に由来した訳ではない。オーヴェルニユのクレルモン総徴税管区には、リオンほか三カ所にデポが設置されたが、クレルモン・フェランでは一七六七年に疫病が流行して、入所者が退所せられたこともあり、不衛生などを理由にデポが閉鎖されたようだ。またサン・フルールのデポは小さく、四〜五人しか収容できなかったもので、すぐに閉鎖され、収容者はリオンに移送された。[Pauline, p.445] これは経費問題というよりも効率の問題であろう。デポ閉鎖には、地方長官補佐や管理人などの人選の難しさなども関与していると考えられるが、それを裏付ける史料はまだ見当たらない。

(23) レンヌ、バイヨンヌ、ブルジュなどの管区が三〇%台で低く、逆にディジョン、リール、メス、スワソン、トゥールなどの管区が七三〜八二%と高い。この釈放率の違いは興味あるところだが、その理由としては、乞食・流民の質の違い、マレシヨセ裁判官や地方長官の判断の違いなどによるものと考えられるが、特定はできない。或いはまったく別の理由があるのかもしれない。

例えば、レンヌ管区では一七六八年に六〇八人の乞食・流民が逮捕され、内四五〇人がすぐに釈放された。その理由は、地方長官が、「王権の寛大さを世に知らしめるのは有益だ」と判断したからだという。[Paulte,p.458] 他方で、ベルティエは経費節約の観点から単純乞食については早期釈放し、デポの回転率を上げるよう、地方長官に督励していた。

(24) パリ総徴税管区の北部、ボーヴェ副管区の例だが、あるレンヌの行商人は身分証明書を携行していたが、エノンヴィルという小都市の祭日に物乞いをしたとの嫌疑を受け、一七七〇年六月から一年一か月の間、デポに監禁されたという。理由は「家が焼失した」という証明が疑われたらしいという。[Sansou,p.62]

(25) この項は次の論文に拠っている。Véronique Boucheron, La montée du flots des errants de 1760 à 1789 dans la généralité d'Alençon, *Annales de Normandie*, no.1 1971, pp.55-86

(26) 農民の中に「鋸の縦引き職」を入れるのは一見奇異に見えるが、オーヴェルニュの出稼ぎ農民の仕事に「鋸の縦引き職」が多かったことを想起されたい。貧民の職業は決して固定的なものではない。日銭を稼ぐためにはどんな仕事も厭わずしたのである。

(27) この項は以下の論文に依拠している。Serges Barichard, Le dépôt de mendicité de Bouges, 1786-1795, *Cahier de l'institut de l'Histoire de la presse et l'opinion*, no.6, 1980-1981, pp.15-39 著者は、シエール県古文書館でデポの入所記録簿を見つけ、この修士論文を執筆したというが、大学院生のためか、未だ史料解読と分析が充分になされていない印象を

うける。とくに表計算には間違いが多い。二二六頁の表に三カ所、三四頁の表には六カ所も計算ミスがあり、それに基づく分析は信頼性に欠ける。

- (28) 著者のバリシヤールはデポの薬剤リストを調べて、梅毒の治療薬剤の水銀が記載されるのは一七八八年以降であるから、それ以前には、性病患者はデポにいなかったか、或いは治療はなされていなかったに違いない、と述べている。[Barichard, p.31] だが、これは余りにも短絡的な見方である。多くのデポには、医者はおろか看護師も薬剤師も常駐していなかったもので、梅毒の治療がなされなかったというのは真実だろうが、逆に薬剤がリストに載ったから治療が行われた、というのは短絡的で、説得力は乏しい。梅毒の治療には、ピセートル館の項で述べたように、医療従事者のほかに入浴室などの設備も必要なのである。

- (29) この項は、当デポの監督官を務めたモンリノ司祭が自らしたためた、以下の一連の報告と一つの論考に拠っている。前者の報告は「L. de Montlinot, *Etat actuel de la Maison de Travail de la Généralité de Soissons*, 1781-85, 後者の論考は「do. *Essai sur la Mendicité*, Paris, 1786」である。

前者の報告は以下の文献に収められている。Thuillier, Un observateur des misères sociales: Leclerc de Montlinot (1732-1801), *Bulletin d'Histoire de la sécurité sociale*, suivie du note de Montlinot, 《*Etat actuel de la maison de travail de la Généralité de Soissons*》, no.19, 1989 引用する際には「Thuillier (Montlinot), 1989, p.」と記す。

- (30) ここでは男性貧民のみを対象にしている。一七八六年の調査では他に女性二一三人、子ども六八人、不明二〇人がある。

- (31) モンリノによる一七八六年のデポ収容者の職業リストは、以下の文献にも部分的に掲載されているが、人数が異なる箇所が散見される。[Adams, 1990, p.229; Paultre, p.440; 千葉治男, 1987, p.224] なお千葉治男氏は出典を明示していない。恐らくポールトルの文献を引用掲載していると思われるのだが、原表の

順番を入れ替えている上に、不適切な訳語が多い。揚げ足取りになるので、「三に留めると、*imprimeurs en étoffes* は「印刷工」ではなく「生地染物職」、*jardiniers* は「菜畑耕作人」ではなく「庭師・植木職」、*ciscereus* は「金物打ち出し工」よりも「彫金師」が良いだろう。尤もアダムスも *menuisiers* を *carpenters*、*charpentiers* を *joiners* と英訳している。これは入れ替える必要がある。前者は「指物師」で、後者が「大工」である。

- (32) 千葉治男氏は、デポに入れられた日雇農や職人をも、「定住者共同社会から排除された者たち」と云うが、「千葉治男、1985, p.247」これは当を得ていない。確かに、娼婦や性病患者、精神障害者は、共同体が厄介視し、「排除しようとした存在」だったかもしれないが、日雇農や職人をこれと同列視するのは的外れであろう。彼らは地位も財産もなく、身分制社会の最底辺に置かれていたことは間違いないが「排除された者」ではなく、必死に仕事を求めて生きようとする庶民だったのである。

- (33) 同じことは、ノルマンディーのカーンに開設されたボーリユー乞食收容所についても云える。このデポはカーンの東方にあったノートルダムムのシャベルを利用して、一七六八年に造られた、その後手狭になったので、二棟の新棟が造られ、男女各二〇〇人を收容した。その詳細は不明だが、身体壮健な乞食、労働不能貧民、子ども、性病患者と精神障害者、娼婦、皮膚病患者など実に多種多様な不幸な人々が入れられた。また嬖に難儀する子どもをもつ親も、封印状を貰って有料で我が子をここに入れた。[Quétel, 1980, p.225] この論文の著者ケテルも千葉治男氏と同じく、これら閉じ込められた人々を「逸脱者・変質者 *deviants*」と呼ぶが、この非情な呼称は統治権力の視点に立つ高踏的なもので、賛成しがたい。

- (34) 断片的だが、一七六九年二月には、「放蕩女性一六〇人に対し、乞食三〇人、流民九人を数えた。[Krytebusch, p.355]
- (35) こうした状況を踏まえてか、この地の地方長官はチュルゴのデポ閉鎖の指示に強く反撥した。ヴァランシエンヌにはよそ者貧民が多く集結していること、デポでは娼婦たちの治療と矯正に尽力し、十分に機能しているとして、閉鎖

は受け入れられないとチュルゴに伝えた。かくて一旦閉鎖されたが直に再開された。尚ダンケルクのデポはオピタル・ジェネラル内に設けられたが、一七七一年にその管理運営権もオピタル・ジェネラルの理事会に移行した。その理由は定かではない。

(36) 軍港都市ダンケルクにも多くの娼婦がいて当局を悩ませていた。ある都市高官は彼女らを収容する懲治監を設けよと地方長官カロヌに進言している。カロヌはダンケルクのデポは、兵隊を相手に商売して参謀に捕まった娼婦だけで手一杯だ、それ以外の一般の娼婦を閉じ込めるには、宏大な施設を造る必要がある、と否定的な考えを述べている。[Ryckebusch, p.256]

(37) ブルターニユで唯一残されたレンヌのデポについては、前記の地方長官カズ・ド・ラ・ボヴのデポ訪問記がある。かれは一七七五年に初めてここを訪問し、三時間も視察し収容者からも話を聞いたとし、それを財務総監へ手紙で報告した。かれは立场上、デポを酷評することを避けている。それでも、部屋は狭く換気も悪い、五〇〇人を収容しているが、せいぜい三〇〇人位が適当な規模だ、食事もあるが野菜不足だ、シャツは毎週取り替えるが、毛織物の衣服は半年に一度の取り換えなので、蚤やシラミが一杯ついている、ベッドは、病者は独りで寝ているが、その他は二人で共用している、死亡率が高いのは、病者を他の者と同室させているからだ、だから管理の悪さを非難する声ができるのは避けられない、と語る。[Paulire, pp.459-465]

まるで、かれは自分がデポの統括責任者であることを忘れているかのようだ。高い死亡率がどれほどのものかは語られていない。楽観的なかれの報告を裏切るように、ここでは開設以来深刻な暴動が三度起きているという。居住環境の悪さへの収容者の反撥であろうことは容易に想像できる。(後述)

(38) 一七八〇年に「監獄・病院監察官」に任命された医師のジャン・コロンビエが、各地のデポやオピタル等を訪問調査し、一七八五年に改善案を纏めた。それが「処遇の一般規則 *reglement général*」だが、革命前夜の世情騒乱のため、

ほとんど実施されなかった。

- (39) デポへの長距離移送はマレシヨセにも大変な負担となったので、地方長官は、一七七六年に一旦閉鎖されたトゥルーズのデポを一七八二年頃に再開した。

- (40) サン・ドニのデポについては、残念ながら資料が残存していないので全容が掴めない。それでも、この教区の死者埋蔵簿冊を利用した研究がある。それによると、一七六八年から九二年までの二五年の間に、サン・ドニ住・民の死者は三六九六人だったのに対し、デポの死者は実に六三九二人に昇った。年間平均二五六人である。とくに、一七七〇年代から八〇年代にかけて、毎年四〇〇人から五〇〇人が死亡していたという。デポの收容者がどの位なのか不明のため、死亡率は計算できないが、驚くべき死者数なのは確かである。

もう一つ注目すべきは、死亡年齢が比較的若いことである。右記の期間、男性死亡者四六二七人の年齢別の分布は、二三歳以下一四%、二三歳から四二歳まで二七%、四三歳から六二歳まで三六%、六三歳以上二三%である。(女性の年齢別の分布もほぼ同じなので割愛する。) [Béand & Bouchar, p.131]

なお [Paulite, p.436] にも、この管区で逮捕された乞食数、サン・ドニのデポに収監された乞食の数が掲載されている。しかし、その数は余りにも少ないので信用できない。例えば、一七八一年の逮捕者七〇人、デポ収監者二六人である。前後の文章から判断すると、これは王宮のポリスが関わった分だけではないかと思われる。

- (41) ベルティエは、デポをトリアージュ、すなわち乞食・流民の選別装置と考えていた。そこでは身体壮健な者は蒸溜作用によって社会に還元し、社会や秩序にとって危険な者はガレー・船漕役刑などに処罰する。一連の浄化作用の後に、デポに残るのは「貧民の滓^{カス}rebut」であり、一顧だに値しない人々である。この無気力な滓については人間的に処遇しなければならない、と云う。[Adams, 1976, p.63] だが最後の箇所は本音ではあるまい。「貧民の滓」、「一顧だに値しない」と断ずる收容者に、人間的な処遇をするとは考えられないからだ。

- (42) プルターニユの地方長官が、一七八五年八月に財務総監宛てに出した手紙には、職權濫用・悪弊の実態が次の如く記されていた。マレシヨセによる恣意的な逮捕、マレシヨセ代官による裁決なしの釈放。デポから二五里も離れた所で逮捕された者は、三〜四カ月後にかんりの数がまとまるまで、男女一緒に留置場に入れられたが、その間に男女の性的関係が生じて、デポに着く頃には女が妊娠していた等である。この地方長官ベルトランは、このような「職權濫用・悪弊」が起ころのは、王令に欠陥があるからだ」と批判し、その改善案を提示している。[Paulre, p.471]
- (43) チュルゴ Anne Robert Jacques Turgot (1727-1781) は初めサン・シュルピス教会に学び、ソルボンヌの小修道院長を務めるなど聖職者の道を歩んだが、その後司法官を志し、一七五二年には高等法院評定官、翌年には訴願審査官となった。この頃ジョブラン夫人のサロンに出入りし、啓蒙派の哲学者や重農主義者らと交わり、経済・社会問題に関心を傾けてゆく。
- (44) 但し危険な職業^{メデイエ}のギルドは除外され、ポリスの監督下に置かれるとした。例えば、理髪・外科医、かつら職、錠前師、印刷工、出版業などのギルドである。
- (45) チュルゴの改革構想はもともと遠くまで及んでいたが、私は思想家ではなく、また本稿のテーマから逸れるので、略言するに留める。七六年春の割引銀行の創設、ワインの取引自由化、デュボン・ド・ヌムールの知見をもにした地方行政組織の改革、ナント王令の復活、つまり宗教異端者の抑圧禁止、教育及び公的施設における脱宗教化^{デイシテ}、農民による領主的権利の買戻し等である。アダム・スミスの『諸国民の富』公刊より幾分早く、自由主義の経済社会を構想していたことは注目してもよいだろう。チュルゴの構想は時代を先取りするアイデアであり、その幾つかは一九世紀になってから徐々に実現される。
- (46) ロメニィ・ド・ブリエンヌ Loménie de Brienne (Etienne Charles de) (Paris 1727-Sans 1794) は、開明的な高位聖職者として知られる。ソルボンヌで学びその大胆な博士論文で注目され、また哲学者と交流を深め、社会・経済・政治

について卓見をもつようになる。一七六三年にはトゥルーズの大司教に叙任され、ラングドックの地方三部会で重要な役割を演じた。とくにガロンヌ河とミディ運河を繋ぐ運河開鑿に主導的役割を果たした。これはブリエンヌ運河と呼ばれる。チュルゴがリモージュの地方長官となつてからは本稿で述べるように貴重な助言をした。

ブリエンヌは一七八七年に、財務総監カロンヌが召集した名士会議の一員に選ばれた。カロンヌはこの会議で、全ての身分を対象とする土地課税案などを提案したが、王族、高位聖職者、高等法院評定官、大都市市長など新旧の特権階級は、この改革案に反対した。ブリエンヌもまた批判者のひとりだった。カロンヌが辞任に追い込まれた後、皮肉にも国王からその後継財務総監職に推されたのはブリエンヌだった。かれは今や王権を代表して財政改革を進める立場に立たされたのである。

その後の目まぐるしい政治転変については、本稿のテーマから逸脱するので要点のみを記すに留める。パリ高等法院を筆頭とする全国的高等法院は、輿論を味方につけて、王権の提起する改革を悉く拒否し、全国三部会の招集を求めた。第三身分もこれに同調し、ブリエンヌは孤立し、一七八九年五月一日に全国三部会の開催を認める約束をして、八八年八月に辞任した。その後ブリエンヌはサンスの大司教、さらに枢機卿に任ぜられた。九〇年の聖職者市民基本法への宣誓、翌年にはローマ教皇へ辞意表明したにもかかわらず、九三年には逮捕され獄中で死亡した。

[Perrin, p.588 ; 柴田三千雄、p.283 ; ソヴィニー、p.334]

- (47) ブリエンヌの報告は次の文献に転載されている。Guy Thuillier, *Aux origines de l'administration sociale : Le Rapport sur la mendicité de Loménie de Brienne en 1775*, Comité d'Histoire de la sécurité sociale, Paris, 2003, pp.1-65 引用の際には以下のように記す。[Thuillier (Brienne), p.-]

- (48) 同様の見解は一八世紀末の輿論でもあったようだ。オルレアンの地方議會は、未婚の母の不名誉を払拭するには、「秘密の出産 *maternité furtive*」を保証する必要がある、などと述べている。その反面、子どものオピタルを造ること

は、梅毒などの病気がそこで感染する危険が大きいので反対だと主張していた。[Bloch, p.393]

フランスの「匿名(内密)出産」の現状については、二〇二四年五月七日〜十一日『朝日新聞』「くらし欄」が、パリ郊外ベジネ病院における実態を報じている。未婚の母や事情を抱えた女性の内密出産は、革命時に容認され、二百年後の一九九三年に民法に明記された。ここでも生まれてくる子どもよりも、産む女性の権利と保護が優先されている印象をうけるのだが、それはともかく、ブリエンヌの先見の明には驚きを禁じ得ない。

(49) モンリノ *Leclerc de Montinot* (1722-1801) は、ボーヴェ近郊の寒村 *Crey-en-Valois* に生まれたことは判明しているが、その後の経歴は不明なところが多いという。[Thullier, 1989, p.9] にもかかれの経歴についての叙述があるが、誠に分かりづらいので、ここではアダムス説を引く。一七五〇年代にパリで神学および医学の博士号を取得し、その後リールのサン・ピエール教会付属のコレージュで、図書館に勤務し、地方誌の編集に関わった。この頃、百科全書派を擁護する論陣を張っていた。その後、旧友と仲違いし、リールの司教座聖堂参事会員の地位を剥奪され、封印状でスワソンに追いやられたという。スワソンでどんな生活を送っていたかは不明である。[Adams, 1990, p.189]

(50) キニーネは高価すぎるためにここでは使用されなかったらしく、モンリノは他の安価な薬剤を搜した。かれの賞賛すべきところは、病者をモラルのヒエラルキーで差別しなかった点である。回復期の病者には肉食を、健康な入所者には自家製のビールを少量供していた。[Adams, 1990, p.197]

(51) 怠け癖の抜けない入所者は一旦工房から排除され、本人がどうしても仕事をしたい、と云うまでパンと水だけの食事が与えられた。また健康だが虚弱な入所者には、体力に見合った仕事が用意された。労働を拒んだ女性の入所者には、二通りの処罰がなされた。一つは、通常の頭巾の代わりに毛糸の縁なし帽を被せ、二色の制服を着せること、もうひとつの重い処罰は、透かし格子の独房に入れて、デポ内で消費される麻布を織ること、これには勿論賃銀は支払われない、というものだった。[Thullier (Montinot), 1989, p.27]

(52) モンリノは、スワソンの地で二五年以上農業に勤しんできた自営農が、怪我や病氣、老齡などで働けなくなった場合には、生活保障をすべきだと説いている。「労働不能の自営農 *cultivateurs invalides*」は、地元の聖職者による「永年勤続証明」を貰って、快適な住まいと年金、二週間ごとの食料配布、衣類の支給を受けることができる、というプランである。当時としては奇想天外なかれの構想は、二〇世紀初めに労働者・農民年金制度として、一部実を結ぶのである。その先見性は高く評価されてよいだろう。[Montino, p.16]

(53) 「労働（営業）の自由」は革命の主要課題の一つだったので、一七九一年三月のアラルド法により宣誓ギルドが廃止され、同年六月にはル・シャブリエ法により、同業組合の結成と労働者の団結が禁止されることによって実現した。もちろん国王賦役は王政瓦解とともに消滅した。

§ 文献一覧

I 概説史・社会保障の通史

- F. Braudel & E. Labrousse (dir.) *Histoire économique et sociale de la France*, tome II, *Des derniers temps de l'âge seigneurial aux préludes de l'âge industriel (1660-1789)*, P.U.F. 1970
- Robin Briggs, *Early Modern France 1560-1715*, Oxford University Press 1977
- Emile Chevalier, *De l'Assistance dans les campagnes : indigence, prévoyance, assistance*, Paris, 1889
- P. J. Coveney, *France in crisis 1620-1675*, London, 1977
- Michel Guillaume (ed), *La sécurité sociale : son histoire à travers les textes*, 3 vols 1994
- Marcel Lecoq, *L'Assistance par le travail et les jardins ouvriers*, Paris, 1906
- George Lefebvre, *La Grande Peur de 1789*, Paris, 1932

- Arthur-Auguste Mallebay du Cluseau d'Echérac, *L'Assistance Publique : ce qu'elle fut, ce qu'elle est*, Paris, 1909
- Jules Siegfried, *Quelques mots sur la misère, son histoire, ses causes et ses remèdes*, Le Havre, 1877
- Paul Strauss, *Assistance sociale ; Pauvres et Mendians*, Paris, 1901,
- 大森弘喜「一九世紀末農業恐慌とフランス農業の構造変化」横濱国大『エコノミア』第五五号 五七一―一二二頁
一九七五
- 喜安朗『パリ―都市統治の近代』岩波書店 二〇〇九
- 柴田三千雄ほか編『世界歴史大系 フランス史2』所収の第一章(服部春彦)、第四章(阿河雄二郎)、第五章(林田伸一)、第六章(二宮宏之・柴田三千雄)、第七章(長谷川輝夫) 論文 山川出版社 一九九六
- 西迫大祐『感染症と法の社会史』新曜社 二〇一八
- 二宮宏之『フランス・アンシアン・レژیーム論』岩波書店 二〇〇七
- 二宮宏之『全体を見る眼と歴史家たち』木鐸社 一九八六
- 二宮宏之・阿河雄二郎編『アンシアン・レژیームの国家と社会』山川出版社 二〇〇三
- 長谷川貴彦『イギリス福祉国家の歴史的源流』東京大学出版会 二〇一四
- 長谷川まゆ帆「女・男・子どもの関係史」谷川稔・渡辺和行編著『近代フランスの歴史』ミネルヴァ書房 二〇〇六
- 林田伸一『ルイ一四世とリシュリユー』山川出版社 二〇一六
- 林信明『フランス社会事業史研究』ミネルヴァ書房 一九九九
- 福井憲彦『物語 パリの歴史』中公新書 二〇二一
- 吉尾清『社会保障の原点を求めて…イギリス救貧法・貧民問題の研究』関西学院大学出版会 二〇〇八
- イヴ・マリー・ベルセ著／阿河雄二郎ほか訳『真実のルイ一四世』昭和堂 二〇〇八

ロベール・カステル著／前川真行訳『社会問題の変容』ナカニシヤ出版 二〇一二
J・L・フランドラン著／森田伸子ほか訳『フランスの家族―アンシアン・レژیーム下の親族・家・性―』勁草書房
一九九三

ミッシェル・フーコー著／田村俶訳『狂気の歴史―古典主義時代における―』新潮社 一九七五
ミッシェル・フーコー著／田村俶訳『監獄の誕生―監視と処罰―』新潮社 一九七七
ジャン・ピエール・ルゲ著／井上泰男訳『中世の道』白水社 一九九一
ジャン・ポペロ著／三浦信孝・伊藤聖伸訳『フランスにおける脱宗教性^{ライシテ}の歴史』白水社 二〇〇九
ユベール・メチヴィエ著／前川貞次郎訳『レイ十四世』白水社 一九九五
メルシエ著／原宏編訳『一八世紀パリ生活誌』上下 岩波文庫 一九八九
ギヨーム・ド・ベルティエ・ソヴィニー著／鹿島茂監訳『フランス史』講談社 二〇一九
ヴォルテール著／丸山熊雄訳『レイ十四世の世紀』全四冊 岩波文庫 二〇〇一

II 疫病・病院史

Françoise Bériac, *Histoire des lépreux au Moyen Âge. Une société d'exclus*, Paris, 1988
Marie-Claude Dinet-Le Comte & Pascal Montaubin, *Les Hôpitaux de Picardie du Moyen Âge à la Révolution*, Amiens, 2014
John Howard, *Etat des prisons, des hôpitaux et des maisons de force, traduit de l'anglais*, Paris, 1788
Jean Imbert, *Histoire des Hôpitaux en France*, Paris, 1982
Jean Imbert, *Le droit hospitalier de l'Ancien Régime*, PUF, 1993
J. P. Martineaud, *Les ordres religieux dans les hôpitaux de Paris*, 2002

- Musée de l'Assistance Publique, *Hôpitaux de Paris depuis 100 ans : La société, l'hôpital et les pauvres*, Paris, 1996
- Le Musée de l'AP-HP, *Un musée hospitalier à Paris*, Paris, 2008
- André Pecker (ed), *La Médecine à Paris du XVIIIe au XIXe siècle*, Paris, 1990
- Françoise Salauin Ramahlo, *L'Assistance et le soin, Un musée hospitalier à Paris*, Le Musée de l'AP-HP, Paris, 2008
- Pierre Valléry-Radot, *Deux siècles d'histoire hospitalière de Henri IV à Louis-Philippe, (1602-1836)*, Paris, 1947
- Sophie Riche & Sylvain Riquier, *Des hôpitaux à Paris, Etat des fonds des Archives de l'AP-HP XIXe-XXe siècles*, Paris, 2000
- Jean-Ch. Sournia et François Vial, *Histoire des grands hôpitaux parisiens*, André Pecker (ed.) *La médecine à Paris du XIIIe au XXe siècle*, p.117-130, Paris, 1984
- Robert Vial, *Histoire des hôpitaux de Paris en quatre cents dates, Les blouses blanches de Charlemagne à Jacques Chirac*, Paris, 1999
- 岡田晴恵『感染症は世界史をうごかす』筑摩書房 二〇〇六
- 嵩井里恵子「一六世紀前半におけるパリのオテル・デュー改革」東京女子大『史論』五六 九五―一二三頁
- 川喜田愛郎『近代医学の史的基盤』上下 岩波書店 一九七七
- 蔵持不三也『ベストの文化誌―ヨーロッパの民衆文化と疫病』朝日新聞社 一九九五
- アルフレッド・フラン克蘭著／高橋清徳訳『排出する都市パリ』〔一八九〇〕悠書館 二〇〇七
- W・H・マクニール著／佐々木昭夫訳『疾病と世界史』上下 中公文庫 二〇〇七
- ステイープ・パーカー著／千葉喜久枝訳『医療の歴史―穿孔開頭術から幹細胞治療までの二万二千年史』創元社 二〇一六
- C・ケテル著／寺田光徳訳『梅毒の歴史』藤原書店 一九九六
- モニク・リュスネ著／宮崎揚弘・工藤則光訳『ベストのフランス史』同文館 一九九八

Ⅲ オビタル・ジエネラル

- Raoul Allier, *La « Cabale des Dévots » 1627-1666*, Paris, 1902
- Bernard Bellande, *L'Ancien Hôpital Général d'Issore : Histoire institutionnelle et sociale de 1674 à la Révolution*, Montpellier, 1961
- Brière de Boimont, *Mémoire pour l'Etablissement d'un hospice d'aliénés*, Paris, 1836
- B. Bolotte, *Les Hôpitaux et l'assistance dans la province de Bourgogne au dernier siècle de l'Ancien Régime*, Dijon, 1968
- Louis Boucher, *La Salpêtrière, son histoire de 1656 à 1790*, Paris, 1883
- Bourneville, *Histoire de Bicêtre : histoire, organisation, budget, statistique*, Paris, 1893
- Franck-Funck Brentano, *L'Hôpital Général de Bicêtre*, Lyon, 1938
- P. Bru, *Histoire de Bicêtre (hospice, prison, asile)*, Paris, 1890
- Maurice Capul, *Infirmité et Hérésie-Les enfants placés sous l'Ancien Régime*, Paris, 1990
- Jean-Pierre Carrez, *Femmes opprimées à la Salpêtrière de Paris. (1656-1791)*, Paris, 2005
- Jean Couteaux, *Histoire de la Salpêtrière. La Revue hospitalière de France*, mai-juin, 1944, pp. 106-127, 216-242
- Jean Delamare & Thérèse Delamare-Riche, *Le Grand Renfermement : Histoire de l'hospice de Bicêtre 1657-1974*, Paris, 1990
- Henry Légier-Desgranges, *Hospitaux d'autrefois. Hôpital Général de Paris 1656-1790*, Paris 1952
- Henry Légier-Desgranges, *Madame de Moisan et l'extravagante affaire de l'Hôpital Général (1749-1758)*, Paris, 1954
- Jean Dormont, *Bicêtre, Bulletin, Société Française d'histoire des hôpitaux (spécial collection)*, vol.55 pp.23-27, 1987
- Renée Duval, *Une Institution royale : L'Hôpital Général de Paris, son organisation et son rôle social, mémoire de la maîtrise*, Paris, 1956
- Richard F. Elmore, *The origins of the Hospital General of Paris*, 1975

- Joseph Estienne, L'Hôpital Général des Pauvres de Paris aux XVIIe et XVIIIe siècles, *Revue de l'Assistance publique à Paris*, 1953, no.22, p.255-287 ; no.23, p.383-396 ; no.24, p.519-540 ; no.25, p.737-754
- Nicolas Sainte Fare Garnot, L'Hôpital Général de Paris, Institution d'assistance, de police, ou de soins ?, *Histoire, Economie et Société*, 1984 3^e année, no.4, pp.535-542
- François Hue, *Histoire de l'Hospice-général de Rouen, 1602-1840*, Rouen, 1903
- Philippe Auzépy-Elie Majdalani, *La vie quotidienne à l'Hôpital de Bicêtre au XIXe siècle*, Paris, 1999
- Jacqueline Gateaux –Mennecier, *Bourneville et l'enfance aliénée*, Paris, 1989
- Alphonse Martin, *Histoire de L'Hôpital Général du Havre et de Pré-de-Santé de Saint Roch, Fécamp*, 1879
- Comte de Mirabeau, *Observations d'un voyageur anglais, sur la Maison de Force appelée Bicêtre*, Paris, 1788
- François -Paul Blanc, La Répression de la mendicité et l'Hôpital Général de la Charité de Marseille au XVIIe et XVIIIe siècles, *Arts et Livres de Provence*, no.75, pp.95-136, 1970
- Jacque Postel, Genèse de la Psychiatrie, les premiers écrits psychiatriques de Pinel, *Le Sycomore*, pp.35-71, 215-254, Paris, 1981
- Pierre Valléry-Radot, L'Hôpital de Bicêtre, *La Presse Médicale*, no.38, pp.557-558, 1945
- Emile Richard, *Histoire de l'Hôpital de Bicêtre (1250-1791) ; Une des maisons de L'Hôpital Général de Paris*, Paris, 1889
- Olivier Ryckebusch, *Les Hôpitaux généraux du Nord au siècle des Lumières, 1737-1789*, Presses Universitaires du Septentrion, 2017
- Nadine Simon, *La Pitié-Salpêtrière*, St-Benoît- la-Forêt, 1986
- Alexandre Tutey, *L'Assistance publique à Paris pendant la Révolution. Vol.I. Les Hôpitaux et Hôcepieces, 1789-1791*, Paris, 1895
- Maximilien Vessier, *La Pitié-Salpêtrière : Quatre siècles d'histoire et d'histoires*, Paris, 1999
- Michel Vovelle, Le Grand Renfermement en Provence, *Provence historique*, t.32, pp.261-282, 1982

田村初穂「パリ総救貧院に関する一考察」早稲田大学大学院文学研究科修士論文 二〇一三

府中望「一七世紀末フランスの総合救貧院制度―マルセイユの愛徳総合救貧院の事例を通して―」『西洋史研究』二〇〇六

室田佳子「旧体制下フランスの地方統治における権力と慈善―ボルドー地方エリートの救貧への関り」『史学雑誌』二二五―二二二〇一六

Ⅳ 乞食・流民・捨子などの処遇『マレン』

Thomas Mestay Adams, *Bureaucrats and Beggars : French social policy in the Age of Enlightenment*, Oxford, 1990

Jean-Pierre Bardet, *Enfants abandonnés et enfants assistés à Rouen dans la seconde moitié du XVIII^e siècle, Annales de Démographie historique*, 1973, Hommage à Marcel Reinhard, pp.19-47

Micheline Baulant, *Groupes mobiles dans une société sédentaire; la société rurale autour de Meaux au XVII^e et XVIII^e siècles*, Farge (ed.), *Marginaux et exclusifs de l'histoire*, Cahiers, Jussieu no.5, Paris, UGE 1979, pp.78-120

Camille Bloch, *L'Assistance et l'Etat en France à la veille de la Révolution, Généralités de Paris, Rouen, Alençon, Orléans, Soissons, Amiens, Paris*, Paris, 1908

Paul-M. Bondonis, *La disette de 1662, Revue d'Histoire économique et sociale*, Vol.12-1, 1913, pp.53-118

Pascal Brouillet, *La maréchassée et la gendarmerie à l'épreuve des siècles*, J.Noël & Frédéric Médard (dir.) *Histoire et Dictionnaire de la Gendarmerie de la Maréchassée à nos jours*, Paris, 2013

Léon Cahen, *Le Grand Bureau des Pauvres de Paris au milieu du XVIII^e siècle*, Paris, 1904

Iain A. Caneron, *Crime and Repression in the Auvergne and the Giverny, 1720-1790*, Cambridge Univ. Press, 1981

- Marie Vincent-Cassy, Prison et châtements à la fin du Moyen Age, Farge (ed.), *Marginaux et excusifs de l'histoire*, Cahiers, Jussieu no.5, Paris, UGE 1979, pp.262-274
- Paul Cotin, *Rapports inédits du lieutenant de Police, René d'Argenson*, Paris, 1841
- Antoinette Chamoux, Enfants illégitimes et enfants trouvés, *Annales de Démographie historique*, 1973, pp.422-429
- G. Saunois de Chevert, *L'Indigence et l'Assistance dans les campagnes*, Paris, 1889
- L.-M. Moreau-Christophe, *Du problème de la Misère*, Paris, 1851
- P. Crépillon, Un « Gibier des Prévôts » : mendiants et vagabonds au XVIIIe siècle entre la Vire et la Dives, 1720-1789, *Annales de Normandie*, no.17, 1967, pp.233-252
- Martin Daniel, La maréchassée au XVIIIe siècle, les Hommes et l'institution en Auvergne, *Annales historiques de la Révolution Française*, no.239, 1980, pp.91-117
- Claude Delassel, Les enfants abandonnés à Paris au XVIIIe siècle, *Annales, Economies, Sociétés, Civilisations*, no.1, 1975, pp.187-218
- Dr. Dumesnil, L'industrie des nourrices et la mortalité des nourrissons, *Annales d'Hygiène Publique et Médecine Légale*, 1867, II, pp.5-87
- Arlette Farge, Le mendiant, un marginal ?- Les résistances aux archers de l'Hôpital dans Paris du XVIIIe siècle, Farge (ed.), *Marginaux et excusifs de l'histoire*, Cahiers, Jussieu no.5, Paris, UGE 1979, pp.312-328
- Alan Forrest, *French Revolution and the Poor*, Oxford, 1981
- André Garnier, Histoire de la Maréchassée de Langres de 1720 à 1789, *Mémoires de la Société pour l'histoire de droit et des institutions des anciens pays bourguignons, comtois et romands*, 1950-1951, t.13, pp.211-275, t.14, pp.35-129

- Jean-Pierre Gutton, *La société et les pauvres, l'exemple de la Généralité de Lyon*, Paris, 1971
- Jean-Pierre Gutton, *L'État et la mendicité dans la première moitié du XVIII^e siècle*, Lyon, 1973
- Jean-Pierre Gutton, *L'enfermement à l'âge classique, Jean Imbert (ed.), Histoire des hôpitaux en France*, Paris, 1982
- Olwen Hufton, *The poor of the Eighteenth-century France*, 1750-1789, Oxford, 1974
- Olwen Hufton, Begging, Vagrancy, Vagabondage and the Law, An aspect of the problem of poverty in Eighteenth-century France, *European Studies Review*, 1972, pp.97-123
- Léon Lallemand, *Histoire de la Charité*, tome 4 : *Les temps modernes, 16^e-19^e siècle*, 1910
- Léon Lallemand, *Histoire des Enfants abandonnés et délaissés*, Paris, 1885
- Jacques Largnier & Renée Martineau, L'activité judiciaire de la Marechaussée de Flandre (1679-1790), *Revue du Nord*, tome 61, no.242, 1979 pp.593-608
- Jean-Noël Luc & Frédéric Médard (dir.) *Histoire et Dictionnaire de la Gendarmerie de la Marechaussée à nos jours*, Paris, 2013
- Christine Chapalain-Nougaret, *Misère et Assistance dans le pays de Rennes au XVIII^e siècle*, Nantes, 1989
- Abbé Orcini, *Histoire de Saint Vincent de Paul*, Paris, 1852
- Julian Gomez Pardo, *La Marechaussée et le crime en Ile-de-France sous Louis XIV et Louis XV*, Paris, 2012
- Louis Parturier, *L'Assistance à Paris sous l'Ancien Régime et pendant la Révolution*, Paris, 1897
- Christian Pautre, *De la répression de la mendicité et du vagabondage en France sous l'Ancien Régime*, Paris, 1906
- Jean-Claude Peytrouet, Les enfants abandonnés et leurs nourrices à Limoges au XVIII^e siècle, *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, tome 23, no.3 1976, pp.418-441
- Joseph Piquet, *Histoire de la Marechaussée de Gévaudan*, Mende, 1912

- Marie-Hélène Renaut, Vagabondage et mendicité : Delis périmés, réalité quotidienne, *Revue Historique*, 1992, pp.287-322
- Louis Rivière, *Mendians et Vagabonds*, Paris, 1902
- C. Roman, Le monde des pauvres à Paris au 18^e siècle, *Annales, Economies, Sociétés, Civilisations*, 1982, 104, pp.729-763
- C. Roman, Mendians et policiers à Paris au 18^e siècle, *Histoire, Économie et Société*, 1982, pp.259-295
- Fanny Fáy-Sallois, *Les nourrices à Paris au XIX^e siècle*, Paris, 1997
- Jean Sandrin, *Enfants trouvés, enfants ouvriers 17^e-19^e siècle*, Paris, 1982
- Henri Sauval, *Histoire et Recherche des antiquités de la Ville de Paris*, 3 vols, Paris, 1724
- J. F. Le Trosne, *Mémoire sur les vagabonds et sur les mendians*, Paris, 1764
- G. Valran, *Misère et charité en Provence au XVIII^e siècle*, Paris, 1899
- 大森弘喜「一九世紀初頭パリの救貧行政」 関東学院大学『経済系』二三八集 一六一二九頁 二〇〇九
- 河原温「中近世ヨーロッパにおける都市の慈善と救貧」『史学』第八七卷第三号 一二一―一四〇頁
- 蔵持不二也『英雄の表徴―大盗賊カルトゥーシユと民衆文化―』新評論 二〇一一
- 高澤紀恵「近隣関係・都市・王権―一六―一八世紀パリ」岩波講座『世界歴史』16『主権国家と啓蒙』岩波書店 一九九九
- 高澤紀恵『近世パリに生きる―ソシアビリテと秩序』岩波書店 二〇〇八
- 田中拓道「ヨーロッパ貧困史・福祉史研究の方法と課題」『歴史学研究』八八七号 一―二九頁 二〇一一
- 千葉治男「フランス近世都市と貧民」吉岡昭彦編著『政治権力の史的分析』御茶の水書房 一九七五
- 千葉治男「ヨーロッパ近世の貧民」木村尚三郎・佐々木潤之介ほか編著『中世史講座』第七卷 学生社 一九八五
- 千葉治男『義賊マンドラン―伝説と近世フランス社会―』平凡社 一九八七

中田元子『乳母の文化史——一九世紀イギリス社会に関する一考察』人文書院 二〇一九

二宮宏之「七千人の捨児——一八世紀パリ考現学——」『全体を見る眼と歴史家たち』木鐸社 一九八六

正本忍『フランス絶対王政の統治構造再考…マレショーセに見る治安・裁判・官僚制』刀水書房 二〇一九

ビエル・デイヨン著／福井憲彦訳『監獄の時代——近代フランスにおける犯罪の歴史と懲治監獄体制の起源に関する試論——』新評論、一九八二

N. Z. デーヴィス著／成瀬駒男ほか訳『愚者の王国・異端の都市』平凡社 一九八七

フロニスワフ・ゲレメク著／早坂真理訳『憐れみか縛り首か』平凡社 一九九三

ジャン・ジャック・ルソー著／桑原武夫訳『告白』上中下 岩波文庫 一九八七

V 乞食收容所

Thomas Mestay Adams, Niveau de vie et correction dans les dépôts de mendicité au XVIII^e siècle, *Société française d'Histoire des Hôpitaux*, no.33 1976

Véronique Bacheron, La montée des flots des errants de 1760 à 1789 dans la généralité d'Alençon, *Annales de Normandie*, no.1 1971 pp.55-86

Serges Barichard, Le dépôt de mendicité de Bourges, 1726-1795, *Cahiers de l'Institut de l'Histoire de la presse et de l'opinion*, no.6 1980-81 pp.15-39

Jacques Béand & Georges Bouchart, Le dépôt des Pauvres de Saint-Denis, *Annales de Démographie historique*, 1974 pp.127-143
Bertier, Mémoire expositif de ce qui s'est fait depuis 1764 et années suivantes, Guy Thuillier, *Aux origines de l'administration sociale*
: *Le Rapport sur la mendicité de Loménie de Brienne en 1775*, Paris, 2003

- Bertier, Mémoire sur la répression de la mendicité de 1764 à 1767, Guy Thuillier, *Ibid*
- Maurice Bordes, Les intendants éclairés de la fin de L'Ancien Régime, *Revue d'Histoire économique et sociale*, vol.39, no.1 pp.57-83 1991
- Leclerc de Monlinot, *Essai sur la Mendicité*, Paris, 1786
- Leclerc de Monlinot, *Etat actuel de la Maison de Travail de la Généralité de Soissons*, 1781
- Christine Pénry, Les dépôts de mendicité sous l'Ancien Régime et les débuts de l'assistance publique aux malades mentales (1764-1790), *Revue d'Histoire de la protection sociale*, 2011, no.4 pp.9-23
- Claude Quételet, Le dépôt de Beaulieu à Caen (1765-1819) et la question du Grand Renfermement, *Actes du 105^e Congrès national des Sociétés savantes, Caen, 1980, Histoire moderne et Contemporaine*, t.2 pp.217-226 1980
- Marie-René Santucci, Les autorités légales du Languedoc face aux dépôts de mendicité, réalités et opinions, *Recueil de mémoires et travaux publiés par la Société d'Histoire du droit et des institutions des anciens pays de droit écrit*, 1980 pp.159-169
- René Sançon, Marginaux, délinquants et séditeux dans la Beauvaisis (1765-1790), Beauvais, *CDDP*, t.1 pp.61-62 1980
- Guy Thuillier, *Aux origines de l'administration sociale : Le Rapport sur la mendicité de Loménie de Brienne en 1775*, Paris, 2003
- Guy Thuillier, Un observateur des misères sociales : Leclerc de Monlinot, *Bulletin d'Histoire de la Sécurité sociale*, no.19, pp.7-55 1989
- Guy Thuillier, Le désordre de l'administration napoléonienne : l'échec des dépôts de mendicité (1808-1815), *La Revue administrative*, no.325 pp.30-36 2002

VI 資料・事典類

- Alain Decaux & André Castélot, *Dictionnaire d'Histoire de France*, Perrin, Paris, 1981
- Déclaration du roi, pour l'établissement d'un Hôpital général en toutes les villes et gros bourgs du royaume, suivant les ordonnances des rois Charles IX et Henri III, A. Fantanon (ed), *Code du L'Hôpital Général de Paris*, Paris, 1786
- Alfred Fierro, *Histoire et Dictionnaire de Paris*, Paris, 1996 鹿島茂監訳『パリ歴史事典』白水社、二〇一一年（これはフランス語版の後半にある事典を翻訳したものである。）
- Mauger, *Simple notes sur l'Organisations des secours publics à Paris*, Paris, 1905
- J. L. Pinol (ed.), *Atlas historique des villes de France*, Paris, 1996
- Nomenclature des Communes et Principaux lieux-dits de France*, Rennes, 1974
- 『資料』高橋清徳訳「パリの一般警察および諸職に関する国王ジャン二世の勅令」(1351.1.30) 千葉大学『法学論集』一〇二一 六一―一二七頁 一九八七
- 浜林正夫ほか編訳『原典イギリス経済史』御茶ノ水書房 一九七二
- E. A. リヴィングストン編／木寺廉太訳『オックスフォード キリスト教辞典』教文館 二〇一七
- ジャン＝ロベール・ピット編／木村尚三郎監訳『パリ 歴史地図』東京書籍 二〇〇〇

(二〇二四年五月三一日脱稿)